平成26年第1回笠松町議会定例会会議録(第2号)

平成26年3月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議	長	7番	岡	田	文	雄
副議	長	6番	伏	屋	隆	男
議	員	1番	尾	関	俊	治
IJ		2番	古	田	聖	人
IJ		3番	伊	藤		功
IJ		4番	JII	島	功	士
IJ		5番	田	島	清	美
IJ		8番	安	田	敏	雄
IJ		9番	船	橋	義	明
IJ		10番	長	野	恒	美

不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長 広 江 正 明 副 長 川部時文 町 育 長 教 宮 脇 恭 顯 監査委員 小 林 正 明 杉 山 佐都美 会計管理者 総 務 部 長 足立茂樹 企画環境経済部長 大 橋 雅 文 住民福祉部長 岩 越 誠 建設水道部長 森 光 彌 康 男 教育文化部長 堀 総 務 課長 村 井 隆 文 課長 仁 志 企 画 堀 環境経済課長 平 岩 敬康 建 設 課 長 那波 哲 也 教育文化課長兼総合会館長 奥 村 智 彦 歷史民俗資料館長 高木敏彦

1. 本日の書記は、次のとおりである。

 議会事務局長
 浅野薫夫

 書記
 笠原

 試

 主任
 堀場洋平

 主任
 林田純平

1. 議事日程(第2号)

平成26年3月13日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長(岡田文雄君) ただいまの出席議員は10名の定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長(岡田文雄君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 伏屋隆男議員。

○6番(伏屋隆男君) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、一般質問をさせていただく前に、ちょっとお話をさせていただきたいことがあるんですが、きょうは3月13日でありますが、3年前、3月11日に東北を襲った東日本大震災、未曽有の被害をもたらしております。今週に入りましてから、テレビ各局ではその現状を報道しておりましたが、3年たった今でも復興がまだきちっと進まない状況にあるのを目の当たりにしておるわけでございますが、本当に、亡くなられた方が1万6,000人弱いらっしゃるわけでございますし、また行方不明の方が二千六百何人いらっしゃるわけでございますが、改めまして、亡くなった方には御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

また、県外、それから県内へ避難を余儀なくされている方々が、いまだにたくさんいらっしゃるということもあるわけでございまして、そういった方々に心よりお見舞い申し上げたいと思います。一日も早い復興が実現できますことを私どもとしても祈るばかりでありますが、あの教訓がこの地域にも、いつまた何どき起きるかもしれませんし、また南海トラフ等もありまして、防災計画の見直し等も図られているわけでございますが、いずれにしましても、この笠松町において安心して、また安全で暮らせるまちづくりに尽力をしていただきたいというふうに願っております。

さて、本日通告しました質問は、町道の整備及びサッカー場周辺の環境についてでありますが、質問に入らせていただきます。

最初の町道整備についてでありますが、社会基盤整備の中でも町道整備は住民生活に欠かせないもので、整備が行き届いておれば、精神的な潤いや、近年のゲリラ豪雨などにもスムーズな流れが確保でき、大きな災害をもたらさないと思われます。

東京オリンピック、パラリンピックが2020年に開催することになりましたが、50年前に開催 した東京オリンピック当時、整備された高速道路や首都高速道路、新幹線を初めとする橋脚や トンネルなどのインフラ整備にも着手しなければならないと政府は考えているようであります。 老朽化や劣化などによる崩落事故が起きている今日、50年前に建設された橋脚やトンネルの総 点検を日本列島全てを対象に行い、対策を講じることになりました。道路建設も同様と思いま すが、長年の供用に伴い、ひずみや亀裂が生じ、陥没する場合もあります。現に、平成20年1 月から平成24年11月までに4件の道路陥没による事故があり、町として損害賠償を行っており ます。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

最初に、下水道整備事業後の町道復旧整備についてでありますが、下水道整備事業後、地盤が安定する3年後に復旧整備することになっておりますが、今まで行ってきた下水道整備事業後の復旧整備は全て終了しているかについてお答えください。

そして、平成17年度より行財政改革を断行してきましたが、下水道整備事業を含む土木事業 や道路整備事業も減額を余儀なくされましたが、それにより笠松町の長期計画に影響を及ぼし ていると思います。その対応や対策について、町長はどのように考えているのか、お答えくだ さい。

また、今後の対応として、第5次総合計画の絡みもありますが、どのような展開を考えているのか、お答えください。

次に、町道敷地内の雑草等の除去についてでありますが、民地と町道の境等にすき間ができ、 そこから雑草や樹木が自生している箇所があり、除去されていない状況ですが、町道の管理は 笠松町にありますので、それに対してどのような対応を考えているのかお答えください。

笠松町には、美しいまちづくり条例があり、町内を美しく管理しなければなりませんが、町 民の行為にだけ目を向けている条例ではないと思いますので、町が管理責任を持っているもの は、その履行を速やかにすることが肝要と思いますが、町長はこうしたことについてどう考え ているのか、お答えください。

そして、一度笠松町内全域の町道をチェックして、住民協働として町内会と連携して対応してはと考えますが、町長の考え方を示してください。

次に、道路整備財源についてでありますが、国税として揮発油税があり、以前にはその暫定 税率分が道路特定財源として地方譲与税として交付されてきましたが、今ではそれが一般財源 化されたようです。25年度予算では約2,000万円ほど交付されており、これを笠松町としては 社会基盤整備費として従前の目的と同様にして、それに自己財源を上乗せして町道整備に当た っていただきたいと考えますが、町長の考え方を示してください。

次に、サッカー場周辺の環境整備についてであります。

昨年4月にオープンしました人工芝のサッカー場と、9月に再整備が完了した天然芝のサッカー場は、FC岐阜の練習拠点として岐阜県サッカー協会に指定管理者制度を活用して委託し、岐阜県フットボールセンターとして多くのサッカーファンに利用いただいております。人工芝

では町内が延べ229回、町外が延べ392回、計621回、天然芝では町内が延べ3回、町外が延べ29回、合計32回利用いただき、笠松町内の体育施設としては最も利用が多い施設であります。そして、選手の利用もさることながら、保護者やファンも多く来場されているようであり、FC岐阜にラモス監督や川口、三都主などの選手が新たに加わったことで来場者もふえているようであります。

こうなりますと、夏場における利用が心配の種になります。地球温暖化の影響かもしれませんが、近年では真夏に39度に達する日がまれにあり、熱中症で救急搬送される方も多くおられます。

そこで、町長にお尋ねします。

サッカー場周辺には、野球、ソフトボール、グラウンド・ゴルフなど運動施設が充実しており、年間を通して利用者が多く、活気を呈しておりますが、日よけとなる樹木がグラウンド周辺にはなく、景観としても野っぱらのごとく、一抹の寂しさを感じております。ついては、グラウンド全体を運動公園的な景観にしたいと思いますが、国土交通省では新たな樹木を植えることはできないと言われますが、朝晩散歩される下羽栗の皆さんのためにも、それを何とか説得して、日よけ対策としてより多くの方々に来場いただくよう願っておりますが、町長の考え方を示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

- ○議長(岡田文雄君) 6番 伏屋隆男議員の質問に対する答弁を求めます。 広江町長。
- ○町長(広江正明君) それでは、伏屋議員さんからの質問で、大きく分けて町道整備とサッカー場周辺の整備についての御質問でありますが、まず町道整備の中で、第1にこの下水道整備事業後の町道の復旧整備についての御質問でありますが、この件に関しては細かく3つほど例えがありましたが、昭和63年度から、御承知のように下水道事業着手期には、整備後、いわゆる埋め戻し地盤が安定する3年をめどに、道路事業で舗装の全面復旧整備として、順次整備をしてまいりました。しかし、この下水道整備事業量が年々ふえて、町の単独で対応する、いわゆる下水道復旧事業というのが、財政面から計画どおり対応ができなくなったということや、あるいは御質問にあったように平成17年度から平成19年度の、いわゆる私どもの行財政改革のときには、この下水道復旧事業費は半減となって整備がおくれてまいりました。下水道工事後、5年以上経過した箇所の復旧工事の施工も厳しくなったような状況でありました。

そのように、この土木費での復旧というのがだんだんおくれをとる中で、平成20年度からは、 今度は下水道工事の中で、いわゆる補助金の範囲で全面舗装を行うような方針に変更した中で、 現在では新たな下水道復旧工事の必要箇所はふえてはおりませんが、今年度、25年度の下水道 復旧事業というのは、平成13年度に下水道工事が施工された、いわゆる西町地域の工事を施工 したところでありますが、平成19年度までの下水道工事の施工済み箇所の全てにおいて、道路 全面の舗装復旧工事については莫大な経費もかかることになってまいりますので、土木費の中 で引き続いて、いわゆる緊急性等を考慮して、順次これを行っていきたいと思っております。

また、舗装の破損等、早急に対応が必要な箇所については、道路維持費の中で対応して進めてまいりたいと思っております。

その次に、町道敷地内の雑草の除去についての御質問でありますが、道路の路肩等、町道の敷地内に繁茂している雑草等は、本来管理者である町が除去するべきであることであります。現在、木曽川右岸堤防道路については、国土交通省と同時に堤防点検を兼ねた道路除草工事の実績はありますが、平等性と財政的な面を考えると、笠松町道全ての路肩除草をすることは大変困難でありますから、道路に面している民地の方に除草等をお願いしているのが現状であります。そういう中で、美しいまちづくり条例のお話もありましたが、この条例等は、いわゆる空き缶の散乱や、あるいは喫煙及び飼い犬などのふん害、並びに雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めて、町民や、あるいは土地の使用者などと町が協働して、将来にわたり安全で快適な環境を保って、清潔で美しいまちづくりを目標としております。道路は、やはり万民の財産でもありますから、環境美化活動として、町としては住民協働の一つとして美しいまちづくりをするために、住民の方の協力を得て雑草等の除去をすることをお願いしていくつもりでありますので、御理解をいただきたいと思います。

そしてまた、その敷地内の雑草等の除去について、住民協働として町内会との連携を考えないのかという御質問でありますが、笠松町内の路肩の雑草等の繁茂状況については、道路管理者としても、日々のパトロールの中で把握をしながら、また住民の皆さんからのいろんな申し出、苦情があることも現実にありますが、町としては先ほどお答えしたことにより、原則として地先、あるいは民地の方に雑草等の除去についてお願いをしていくつもりでありますが、その地先の方が実施できない場合等については、町内会長さんと協議をしながら美しいまちづくりに努めていきたいという思いであります。

また、除草した雑草の処分について、これはまとめておいていただければ町において処分をさせていただき、このような対応は、御承知のように現在排水路清掃についても行われておりますので、町内会で実施をされた水路清掃について発生した残士については、水路の端に集めていただいた場合は、町において収集をさせていただいております。したがって、町内会と、あるいは連携をして町内一斉清掃等のときに同時に行う除草等についても、あくまでも一つのボランティアとしての対応をお願いしているところであります。

その次に、国から交付される地方揮発油譲与税の活用についてのお話でありますが、御質問にあったとおり、平成21年の4月に道路特定財源制度の廃止に伴って、今度は使途制限を設けない、いわゆる一般財源としての地方揮発油譲与税に改正をされました。その譲与基準は従来

と同じく、ガソリン1リットル当たり5.2円のうち、その42%が市町村道の延長、あるいは面積によって案分されて譲与されますが、笠松町では23年度には1,889万円、24年度には1,890万円が譲与されており、今年度も約1,730万円ほどが譲与される見込みであります。この道路整備経費である、いわゆる道路維持費や、あるいは道路の新設改良費の予算額というのは、一般財源化された地方揮発油譲与税額を大幅に上回って対応させていただいている状況であり、この道路特定財源制度が廃止された後も、引き続き道路整備経費に充てているものと認識をしております。

その次に、サッカー場周辺環境についての御質問の中で、まず1つ目に、樹木による日よけ対策の考え方についての御質問でありますが、このサッカー場を整備しました以降、町民の皆さんを初め、町外の方も含めて多くの方々が利用され、また土・日になりますと、この河川敷一帯で、より多くの方々がサッカーやその他のスポーツを楽しんでおられて、より一層町スポーツ振興の拠点となっている中で、スポーツをされている方はもちろんのこと、観戦者の方々も快適に過ごすことができる環境整備の必要性は感じておるところであります。

しかしながら、御質問であります樹木による日よけについては、これは議員も御存じのとおり河川敷であることから、植栽基準等いろんな制約があった中で、非常に難しいことではありますが、利用者の方々ができる限り快適に過ごすことができる環境となるように、現在国交省の木曽川第一出張所と協議をいろいろ始めさせていただいております。

この協議の内容としては、まず第一には植栽基準に適した植栽、あるいは県のサッカー協会からお話があるのは、やはり落ち葉や害虫等の影響も出ないように、少し離れて植栽を考えてほしいという要望もいただいております。その時期は、まだ決定はしておりませんが、御承知のとおり人工芝サッカー場の南側の県の駐車場を埋め立てる計画を国交省が計画をされておりますので、その状況に合わせて新たな樹木の植栽や、あるいは既存の樹木の移植ができないかも含めて、今後国交省とも協議を重ね、現在一部の協議をさせていただいているところであります。まだ具体的に場所や、あるいは樹木等のことには決定は至っておりませんが、そういう協議を始めさせていただいていることだけは御了解をいただきたいと思います。

[6番議員挙手]

〇議長(岡田文雄君) 伏屋隆男議員。

○6番(伏屋隆男君) ありがとうございます。

それで、町道整備についてでありますが、20年度からの下水道整備はその年度内に復旧工事、 一遍掘ったところを埋めて、なおかつ全面的に復旧工事もやってしまうという説明をされたんですね。私どもは、先ほど町長さんが答弁されたように、事業終了後、地盤が安定する3年後をめどに全面復旧をやっていくということでしか聞いていなかったわけですが、今答弁された中で、平成13年度から19年度までの分が、財政的なこともあって、まだ整備をしていないとこ ろもあるということなんですけれども、これはどのくらいあるものなのか。それを何年ぐらいかけて整備していこうという計画を持っていらっしゃるのか、それをちょっと再度お尋ねしたいと思いますが。

- 〇議長(岡田文雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) さきがた言いましたように、13年度の西町の分をやらせていただいているんですが、14年から19年の間の中で、特にやはり14年、15年というのが今までの3倍、4倍の下水道の工事があったわけです。13年度の場合は3,000万ぐらい、14年度は6,000万ぐらいとなって、3倍、4倍ふえたことがあった中で、あと行財政改革で1,000万切るぐらいの3年間の工事です。だから、全延長で全面的な復旧工事をやろうとすれば、やはり1億5,000から2億の分だけのお金というものがかかるんではないかという予想をさせていただいています。ですから、これに関しては、やはりいつまでも放っておくわけではないですが、やはり緊急性や状況を踏まえて、順次予算化をして頑張っていこうという計画をさせていただいているんですが、現実に私ども、体育館にしても、あるいは庁舎にしても、いわゆる羽島用水の上部利用にしても、緊急性があって今やっている工事もありますので、道路の状況を見ながら、約1億5,000から2億の大きなお金がかかる道路整備に関しては、これは順次状況を判断しながらやっていきたい。決して、いつまでも5年も10年も置いておくつもりはないですが、やはり財政状況等と緊急性を踏まえた対応をしていきたい。それはしっかり見詰めながら進めていきたいと思っています。

[6番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 伏屋降男議員。
- ○6番(伏屋隆男君) 今、町長言われましたように、いつまでも放っておくわけにはいかんと 思いますので、早急に財政状況を見ながら勘案していって、対応していただきたいというふう に思います。

そこで今、下水道工事の関係で町道のことを聞いたんですけれども、それ以外の町道でも、一般道路とかもあるんではないかと、先ほど陥没のことは言ったんですけれども、陥没ではない、いわゆる何十年もたっているような道路でひずみが起きていたり、表面上は陥没が起きていないけれども、ひずみがあるような道路もあるというふうに思っていて、というのも、私自分の車が古いかもしれませんけれども、笠松町をずうっと走っていましても、かなり振動もあるところもありますので、先ほどの東京オリンピックではないんですが、50年前につくったものが、いずれ整備をしてやり直しをしていかなければならないというようなことも言われておりますので、道路整備についても、やっぱり半永久的なものではなくて、整備するところは整備していかなければならないというふうに思いますが、それについての町長の考え方、もう一度お願いしたいです。

- 〇議長(岡田文雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今、お話があった中で、いろいろ陥没したり、いわゆる自動車に被害を加えたりして、私どもが議会の皆さんに御了解を得て補償してやっているケースが五、六件ありましたが、その内容をいろいろ見てみますと、決して下水道の工事の後の復旧がおくれて陥没してなった箇所というのはないですね。今言われたように、やはり劣化をしてそういう箇所ができたことでありましたから、そういうのは、いろんな情報や、あるいは我々が、町職員がいろいろ点検してわかったことは早急に点検改修としてやれるんですが、今おっしゃったように全面改修でやろうとすると、やはり大変大きなお金もかかりますので、それはやっぱり、例えば2億の中でどう計画的に、優先的にどこをやるかという状況の見きわめはやっていきたいと思います。大きな傷みや劣化したところに関しては応急処置で、情報をいただきながら対応しているのが現状でありますから、そういうことも並行して道路の補修改良はやっていきたいと思っています。

[6番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 伏屋隆男議員。
- ○6番(伏屋隆男君) そのように町内のパトロールをしながら、整備計画を町としても持つ必要があるのではないかと。例えば、10年計画をつくって整備計画をつくる。しかし、財政的な裏づけがないと整備もできないわけですので、そういったものを絡めながら、本当に10年でできるのか、20年かかるのか、とりあえず事業計画をつくって財政的なことを後につけていくということでの作業をしていただければなということを思います。

それで、次の町道の雑草等の件なんですけれども、先ほどの町長の答弁でも、その地先の方にボランティア的にお願いしているということだとか、それから町内会では一斉清掃の折にお願いできんかなということの答弁もありました。

それで、実際にどのぐらいの量があるのか、やっぱり一遍町としてチェックされたらどうかなということを思うんですね。私も車で走りながら、ここにもある、ここにもあるということを見てはおるんですけれども、全て私自身がチェックしたわけじゃないわけですので、やっぱり管理する責任があるところが放っておくということはいかんことですので、先ほど申しました美しいまちづくり条例というのは、町民に対しての行為を制限するという条例なんですけれども、町の施設、町が持っているものに対する規制といいますか、制限とか、そういったものはうたっていないんですね。そういうものをみずから率先してやっていくというのが、本当の美しいまちづくり条例を遂行していく、また奨励をしていく必要性があるんではないかなあということを思います。したがって、町内一斉清掃だとか、私どもの町内では溝ざらいといいますかね、どぶ掃除をやります。そういったときに、ここの箇所は町道なので町内会長と一遍現場を見ながら、ここも一遍やってもらえませんかというようなことを、やっぱり住民協働とし

てお願いをしていく。これも、正式に町内会長連合会の会議の中で、町として本当はやらなければいかんのだけども、住民協働としてお願いできないだろうかといったお願いをしていただくことが前提ではないかなあということを思いますけれども、そういった兼ね合いについて、ちょっと町長さん、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

- 〇議長(岡田文雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今おっしゃったとおりで、先ほどの答弁でも申し上げましたが、いわゆる住民協働の一つとして、町内会の会長さん初め住民の皆さんにそういうお願いをしながら、美しいまちづくり、そしてまた町の財産であると同時に、やはり万民の皆さんの財産でもあるわけですから、そういうことを御理解いただきながら、まちづくりの一つとして対応をしていきたい、そういうお願いをしていきたいと思っています。

[6番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 伏屋隆男議員。
- ○6番(伏屋隆男君) そういうふうにお願いしたいと思います。

いずれにしましても、町道がきれいになるということは、12月に一般質問させていただいたように、町民の幸福度につながっていくのではないかなと、それが一つになるのではないかなということを思うんですね。やっぱりきれいな町、きれいな道路、せんだって道徳のまち笠松のつどいで、推進委員の方に言われたのは、最近一斉清掃をやったときに、ポイ捨てが少なくなっているということを発表されていましたので、いわゆる道徳のまちというものが少しずつ浸透してきているのかなということを思うんですね。それと同じように、きれいなところには、人間としては余りごみを捨てないということもあるわけですので、町道がきれいになれば、本当にそれは生活環境、生活していく中で心のゆとりといいますか、そういういったものも生まれてくるんじゃないかなということを思います。したがって、そういったことの整備と、それからきれいにするということを、町としても積極的に行っていただきたいということを要望しておきます。

次に、サッカー場周辺の環境整備ですが、先ほど町長さんの答弁で、私どもが聞いておった 範囲では、いわゆる河川敷には新たに植樹をして木を植えることはできないよと、要するに一 人生えならいいけれども、今の生えている木の数を国交省が管理していて、何本あるかという ことをチェックしていると、そこに新たに植えるということは許可できないというふうに聞い ております。ところが、今の町長さんの答弁では植栽基準があるということを言われたんです が、それはどういうものなのか。それについてまず御説明をお願いしたいんですが。

- 〇議長(岡田文雄君) 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** 数のことではなくて、数もいろいろあるかもしれませんが、我々が理解 している植栽基準というのは高さになります。いわゆる1メーター以内とかという高さの基準

があって、それ以上大きな樹木というのは新たに植栽することは認められないという基準があるようであります。もちろん数もあるようですが、我々、公の河川敷を利用させていただいて、少しでもいい環境づくりをしようという努力をしている中で、そういう植栽基準や、あるいは河川法に抵触にするような違反事項を堂々とやるわけにはまいりませんから、それをできる範囲内がどうであって、どういう考え方で、少しでも皆さん方の環境を良好にするために役立つかということを、専門家である国交省と今いろいろお話をして対策を決めながら、少しでも皆さんが喜んでいただき、安心していただけるような環境になるように、今詰めの協議をしているところであります。基準は基準で守りながらやりたいとは思っております。

[6番議員挙手]

〇議長(岡田文雄君) 伏屋隆男議員。

○6番(伏屋隆男君) 実は今、円城寺の河原の木を国交省が切っているんですね。これなぜ切るかというと、お尋ねをされた方に聞きましたら、一人生えであるので、やっぱり川の大水が出たときに流れのこともあって邪魔になるから切ると。ところが、全部切るんですかというと、全部は切らないと、半分は残しておくと。何で半分残しておくのかと、その流れが急になってしまって、上から流れてくるものが橋にぶつかるときのスピードが増してしまうので、全部切ってはあかんのやと、少しは残しておくのやということを言っているようなんですね。そうしますと、あそこのグラウンドに水がつかるというのは、私が議員になってから2度ほど体験をしたわけなんですけれども、その木の上まで水が来るということはまずなかったですが、トンボ池は本当に水没しましたけれども、グラウンドのところまで行って、グラウンドの今一人生えしている木の上まで水が来たということはないわけなんですけれども、そういうことで、全く木がなくてもいいというものでもないというふうに私は思うんですね。先ほど言いましたように、国交省が今木を切っている中で、全部は切らなくて半分は残すんだということを言っておるようですので、そうなると木も必要かなあということを思います。

そこで、今河川法の中で、それに従ってお借りして、運動施設として利用させていただいているんですけれども、先ほども言っているように、景観的なことから考えていくと、今度、北及に整備をする運動公園が都市公園に昇格といいますか、認められたんですね。ああいった運動公園とか都市公園というと、今度は樹木を何本植えなさいという基準があるように私思っているんですけれども、そういったことで、下羽栗の地域一帯、運動施設一帯が、そういった考え方はとれないもんだろうか。いわゆる運動公園的なとか、都市公園的な意味合いといいますか、そういったものに考えることができないかなということを、私どもだけが考えておってもあかんわけですので、国交省が理解してくれないかもですけど、国交省に対して、そういった説得行為を行うことはできないのかということを思うんですけど、町長さんどうですか。

〇議長(岡田文雄君) 広江町長。

〇町長(広江正明君) 先ほど植栽基準の中で高さのことをいろいろと言いましたが、もう一つ 基準があるのは、いわゆる高い樹木であっても、木と木の間隔は50メーターという一つの基準 があるようなんです。今の木曽川の河畔林の伐採は、これは私ども2年、3年ぐらい前から、 国交省とのいろいろな協議の場、あるいは名古屋での中部の整備局でのいろんな陳情の場にお いて、私どもがリバーサイドタウン計画で計画していた、名鉄の陸橋から上の河川敷を何とか 馬の放牧場にしたい。だけど、大変河畔林があって、しかもボランティアの皆さんにもやって いただいたのが、大変半日やってもあれくらいの面積しかできないくらい大きな状況でしたか ら、やはり流量を考えて河畔林の伐採をお願いできないかと、環境の面からしても、あるいは 安全の面からしてもできないだろうかということを、2年、3年前からいろいろ訴えてきまし た。そうした中で、国交省が今全体の木曽川の流れの中からそういう判断をしていただいて、 ようやく手につけていただいたのが今なんですね。我々の目的はリバーサイドタウン計画の一 つのとして利用しようと思っていること、そういうこともありますので、今のトンボ公園やあ っちのほうのサッカー場周辺の樹木に関しては、今言われた植栽基準を考えながら、どういう 対応が一番いいだろうかということも踏まえて、今協議をさせていただいているんです。です から、ここで具体的にここにこういう場所ということは言えませんが、今議員が言われた思い や、我々もやはり皆さんに対する思いは一緒でありますから、そういうことも少しでも理解い ただけるように、精いっぱいこれからまた交渉をしていきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

- 〇議長(岡田文雄君) 伏屋隆男議員。
- ○6番(伏屋隆男君) ありがとうございます。

そういったことを積極的に取りかかっていただいて、国交省を説得していただきたいという ふうに思います。

いずれにしましても、町民の憩いの場でもありますので、たくさんの方に利用いただいてこ そ利用価値になれるわけですので、ましてやサッカーの方がたくさん来られていますので、笠 松のイメージアップといいますか、笠松のイメージを本当に町外にPRできる絶好の場所でも あるというふうに思いますので、そういったことも踏まえながら、国交省とよりよい成果が出 るように交渉していただきたいと要望しまして終わります。

- 〇議長(岡田文雄君) 4番 川島功士議員。
- ○4番(川島功士君) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は消防団についてと、ICTを活用したまちづくりの2点について質問させていただきます。

2014年2月16日、土曜日付の岐阜新聞朝刊に、以下のような記事が掲載されました。「無報

酬の消防団公表、団員減深刻、改善促す」と題された記事には、国は消防団員に一定額の手当を支給する前提で、地方交付税を地方自治体に配分しているが、実際の支給額はそれより低く無報酬の消防団もある。それが深刻な団員減少の背景であるとしている。団員確保を目的に、団員が前年より一定の割合でふえた消防団をことしから総務省表彰するともあります。交付税算定額として、消防団員1人当たり年額報酬3万6,500円、1回の出動当たり7,000円としていますと記事にありました。

笠松町の笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例において、団員の定数は120人に規定し、報酬については以下のように定めてあります。団長は年額で5万9,000円、副団長は年額で4万9,000円、分団長は年額4万3,000円、副分団長は年額3万8,000円、部長は年額3万6,000円、班長が年額3万1,000円、団員が年額3万円。

第13条においては、団員が水火災、警備、教養訓練等の職務に従事する場合においては、次により費用弁償を支給する。1回につき1,500円以内。2 団員が出初め式、特別点検等に出場した場合においては、次により費用弁償を支給する。1回につき2,000円以内。3 報酬及び費用弁償の支給は、消防団長を経て各受給者にこれを支給する。と規定されていますが、これがさきの記事にあった1回の出動当たり7,000円の手当を支払うと算定されているものに当たるのでしょうか。さらに、当町の条例では手当の名目を費用弁償としているが、この名目と交付税算定の根拠と符合するのでしょうか。

それらを含め、まず以下の2つの質問をいたします。

- 1番、消防団員の報酬額、1回の出動当たりの手当額はいくらになるのか。
- 2番、交付税算定基礎額はどうなっているのか。

次は、3番、消防団員の確保について、具体的な手法についての質問です。

団員確保の具体的な事例として、3月号の広報「かさまつ」で、「消防団員~あなたの力を 消防団に~」と題し記事が掲載されました。これ以外に、何か具体的に町として行っているこ とはありませんか。あるようでしたらお答えください。

国も報酬の交付税措置を行って、団員確保に当たっているのだと考えることができますが、 これも地方からの声もあってのことと考えています。もちろん当町でも報酬、費用弁償を支給 し、広報も使って団員確保に当たっているのですが、消防団の重要性、立ち位置について、町 としてどのように考えているのかお答えください。

2番目の質問です。

ICTを活用したまちづくりについてということで、被災地復興予算で総務省関連予算総額は、平成25年度予定額で6,132億円、平成24年度予算額で5,736億円と396億円も増加されています。しかし、先日のテレビ報道を見ると、その予算で整備されたICT設備の稼働率が異常に低いとのことです。これは、高齢者の方がタブレットなどの端末を配付されているのですが、

その端末に対してなれていないということと、使えないというようなことで稼働率が非常に低いということが主な原因であるという報道がありました。

当町でも行っているあんしんかさまつメールのように、費用対効果、その広がり等を考えるとき、ICTを有効に活用しないということは矛盾が生じるのではないかなあというふうに感じています。

また、ネット上のニュースですけれども、教育とICT Onlineの記事によると、小・中学校におけるタブレット導入を牽引しているのが総務省、同省は文部科学省と連携しながら、小・中学校など20校にタブレットを導入するフューチャースクール推進事業を実施している。全ての児童・生徒に1台ずつタブレットPCを配付し、教室には無線LANのアクセスポイントや電子黒板を設置する。教員はそれらの機器を活用し、新しい授業のあり方を模索する。総務省はハードウエアや通信環境、文部科学省は教育用コンテンツなどソフトウエアの効果を検証し、ITを活用した次世代の学校教育を目指す。

また、災害時の避難誘導でのタブレット端末やスマートフォンのアプリの活用など、住民の安心・安全のツールとしてのコストパフォーマンスを考えるとき、ICTの活用は絶対に必要不可欠だと考えております。

こうした環境整備のためにも、児童・生徒の教育環境整備のためにも、学校、公共施設でのWi-Fi環境を整備して有効に活用することが考えられますが、この点についてどのように考えているのかということについて、質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

- ○議長(岡田文雄君) 4番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。
 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 川島議員さんからの御質問の中で、まず第1に消防団についての御質問の一つが、現在の笠松町の消防団員に対する報酬や費用弁償の額については、今議員が質問の中で言われたとおりの額でありまして、それぞれ年4回に分けて支払いをさせていただいているところであります。

そして、そのときに、交付税算定基礎額についての御質問でありますが、この消防団活動に係る地方交付税の算定基礎というのは、行政規模10万人の標準団体として、平成25年度は非常備消防費として、そういう団体に対しては1億224万1,000円が算定をされております。人口1人当たりの交付額というのは1,022円となります。この標準団体では、分団数を14団、そして団員数を563人で想定しており、団員報酬や、あるいは自動車関係経費、あるいは各種の共済負担金などを所要経費として積算がされております。

標準団体の団員報酬の積算単価というのは、団長が1人で8万2,500円、それから副団長が2人として6万9,000円、それから分団長が14人を想定して5万500円、それから副分団長が14

人で4万5,500円、部長、班長が70人を想定して3万7,000円、団員が462人を想定して3万6,500円という積算単価であります。

報酬総額としては、2,101万8,000円が積算されておりますが、また訓練や火災などの各種出動手当や、あるいは指導員手当としては、別個の単位設定がなくて、手当の総額で2,319万1,000円が積算をされております。

地方交付税の算定台帳においては、消防費として常備消防、非常備消防を含めた需要額が算定をされております。標準団体の消防費の需要額というのは10億8,484万1,000円であり、単位費用は1万800円となります。これに対して、笠松町の地方交付税の消防費の需要額というのは、1万800円の単位費用に、国調人口である2万2,809人と補正係数を乗じて得た額が3億4,634万5,000円として算定をされております。御参考までに、平成25年度の私どもの消防費の歳出当初予算額は3億4,061万2,000円であります。

その次に、消防団員の団員確保の具体的な手法についての御質問でありますが、議員の言われる、町の広報紙による団員の募集記事については、入退団時であるこの時期において毎年掲載をさせていただいているところでありますが、その他の町の取り組みといたしましては、町の広報紙の広告欄の活用や、あるいはホームページへの掲載や、公共施設及び各町内の掲示板へのポスターの掲示を実施させていただいておりますが、より具体的な取り組みとしては、現在、当町の消防団の団員は男性の団員しか在籍しておりませんが、女性消防団員の入団を促して、女性の視点を生かしたきめ細やかな防災・減災活動を目的とした、いわゆる女性消防団員を確保することを考えております。まず、そのためには行政が率先してそのような姿勢を見せる必要があると思いますので、現在職員に対して女性消防団員の募集を行っているところであります。

その次に、笠松町における消防団の立ち位置の考え方についての御質問でありますが、消防団の重要性や、あるいは立ち位置における考えとしては、昨年施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定理由にもあるように、東日本大震災、局地的豪雨等々の災害による生命、財産、身体が脅かされるような事象がふえて、この地域防災力の向上の重要性が増大をしている一方、少子・高齢化の進展や、あるいは被用者の増加や、行政区域を越えて通勤等々の社会経済情勢の変化によって、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが大変重要であると考えております。そのようなことから、私は従来より、地域における消防活動の核となって、さまざまな活動を実施している消防団のさらなる充実強化をして、さらには自主防災会を初めとする地域組織の機能強化を図って、地域全体での防災・減災力の向上を図っていきたいと考えております。

2つ目のICTを活用したまちづくりについての御質問でありますが、この公衆無線LANは、いわゆる民間事業者による環境整備が急速に進んで、多くは契約者等に対し有料でサービ

スの提供をしておりますが、最近では、観光名所を有する自治体が、外国人旅行者に対して無料で無線LANを提供する環境整備が進みつつあります。また、公衆無線LANは、大規模災害時に規制される携帯電話や、あるいは固定電話の音声通話に比べて有効な通信手段となり得るものであり、災害対策を目的に公衆無線LAN環境の整備を進める自治体も多くなってきております。

このような背景の中で、笠松町としても大規模災害時の通信手段確保の一つとして、避難所等を活用した公衆無線LANの整備の検討を今年度より始めたところであります。この初期経費や、あるいはランニングコストに係る財源の確保や、あるいは導入の費用対効果、そして平常時と緊急時の住民向けのサービス内容や運用、悪用されないためのセキュリティー対策など、国が進める国土強靭化の取り組みと歩調を合わせて、引き続き総合的に検討をしてまいりたいと考えております。

また、学校の無線LAN環境については、小学校においては3校とも平成21年度に校内の無線LANが整備されている状況でありますので、タブレット型パソコンの導入など、さらなる情報機器を活用した事業については、現場関係者の皆さんの意見を聞きながら調査・研究を進めてまいりたいと思っております。

〇議長(岡田文雄君) 川島議員の一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分 再開 午前11時14分

○議長(岡田文雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

[4番議員举手]

川島功士議員。

○4番(川島功士君) 答弁ありがとうございます。

交付税算定基礎の件については、消防費全体としてクリアしているという答弁だったと思うので、その辺は間違いないというか、問題ないとは思うんですが、ただ、うちの条例においては、団員の日勤出動手当というのは、あくまでも費用弁償なんですね。日当的な手当ではないわけですよね。というと、この新聞記事の内容による1日の出動当たり7,000円としているという部分というのは、うちは実は本当は出していなくて、費用弁償と出動当たりの手当というのは考え方が別だと思うんですが、その辺についてのお考えはどのようですか。

- 〇議長(岡田文雄君) 足立総務部長。
- ○総務部長(足立茂樹君) 消防団員の所属といいますか、立場が非常勤職員ということになります。一般職ですと、当然給与と手当ということになるんですが、非常勤ですので報酬と費用弁償というような形になってまいりますので、このような取り扱いになっておるというもので

ございます。

[4番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 川島功士議員。
- **〇4番(川島功士君)** そうすると、しつこいようですけれども、新聞に書いてあることが、書き方が不十分であるという認識でよろしいでしょうか。
- 〇議長(岡田文雄君) 足立総務部長。
- ○総務部長(足立茂樹君) 表現の仕方はともかく、一般的な形として出場手当云々という言い方にされたんだなという意味合いで、そういうふうに捉えておるわけでございます。

〔4番議員挙手〕

- 〇議長(岡田文雄君) 川島功士議員。
- ○4番(川島功士君) ありがとうございます。

言わんとしていることはよくわかるんですけれども、この7,000円という数字が先ほど言った標準財政規模の算定額とかなんとかというのは、新聞の記事なので、それ以上深いところは私にもわかりませんけれども、例えば大きな市だったらたくさんもらえるけれども、小さいまちは少ないよということはおかしいと思うんですね。確かに、標準財政規模の10万人都市に比べれば5分の1の町なんですけれども、団員1人の価値としては、価値という言い方はおかしいですけど、団員1人の重たさということでいえば、別に変わらないわけなんですね。それでもって、例えば算定額が違うのでと言われればそうかもしれない、全体としてはそれだけの費用を町としては支出しているといえばそうなのかもしれないんですけれども、一消防団員としては、10万人の町だったら7,000円もらえるけれども、2万人やで2,000円なのかということになってしまわないかと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

- 〇議長(岡田文雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 消防費として交付税に算入される額というのは、先ほどの答弁の中で御説明させていただいたように、いわゆる常備消防費、常備消防の一つの体系の中で算定されてくるんですね。いわゆる標準の、今の10万人の人口の一つのまちの消防費が10億あるわけですけど、我々のところは10億から見れば、人口からしたら4分の1か5分の1ですから、それで3億4,000万という一つの大きな交付税が来ている。

それをどう配分するかということは、常備消防のあり方や、あるいは消防団のあり方や、いろんな比重や、いろんなまちの防災や消防の体制を考えてみると、標準の今の消防施設というのは、10万人の一つの中で95人とか98人が消防署の人数だそうです、標準が。我々のところはこういう町で、2町であっても4万5,000の人口で75人の消防署員がいる。そういう比重を考えると、非消防と常備消防との対応の比率を考えた中で、消防団に対するこういうような交付税からのお金の配分を考えてやっている。これは、標準のところと違いがあっても当たり前だ

と思いますし、そういう基礎の中での対応ですので。

ただ、基本的に1人当たりの単位費用1万800円というのは平等でありますから、いわゆる地域による常備消防の配分と違いだけであって、そういう全体を考えた消防費の中での行政としてのあり方でありますので、このことをやはり消防団にもよく理解をしていただいて今まで来ているんじゃないかと思いますが、なかなかそういう手当のことやいろんなことまでは徹底していないかもしれませんが、私もこういう機会にいろんな手当を見せていただいたときに感じたのは、笠松町というのは、団員の皆さんの手当と団長の手当の差というのは余り、ほかの地域から比べて本当に少ない。いわゆる上には薄いですが、下に厚い対応というのは、ほかの団を比べるとずっと明確になる。団長が10万円で、消防団員が2万6,000円というところもあるかもしれません。

けど、そういう体系を考えてきたのは、旧羽島郡のいろんな流れの中で、消防団としての体系をつくってこられたことだと思いますので、そういうことを考えた中での交付税算入での行政としてのあり方ということで今進めさせていただいていますので、基本的には御了解いただきたいと思います。

細かい数字に関しては、今言われた差は、いろいろまたこれから考えなきゃならない部分が あるのかもしれません。

[4番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 川島功士議員。
- **〇4番(川島功士君)** ありがとうございます。

私も、一議員としては大変よく理解できますし、それがどうのこうのとここで声を荒げるようなことはありませんけれども、ただちょっと視点を変えてみますね、今の答弁は答弁として。例えば、今、広報で実際に募集をかけていただいてという話が答弁の中にあったと思うんですけれども、それには、例えば消防団員には一定の報酬が支払われますという一文はあったんですが、幾らということは明記されていないんですね。実際に団員個人には、今、団の都合で入らないような状況になっている。これは団の中で決められたことなので、とやかく言うことではないんですが、団を運営するにも費用は必要ですのでということだと思うんですけれども、現実に、例えば今広報を配りましたよということで、例えば勧誘の現場には、多分総務部長は立ち会われたことがあると思うんですが、いかがですか。それは、なかったですか。

- 〇議長(岡田文雄君) 足立総務部長。
- 〇総務部長(足立茂樹君) お答えいたします。

勧誘の現場には、私は立ち会ったことがございません。

[4番議員举手]

〇議長(岡田文雄君) 4番 川島功士議員。

○4番(川島功士君) そうですか。

ほかの職員の皆さんも余りないのかもしれませんけれども、団員をやっておられた方も大勢おられると思うんですけれども、私も足かけ15年ぐらい団員をさせていただいて、途中からは本当に一軒一軒、町内の家を回って歩いて、皆さんを集めて勧誘をしてという仕事もさせていただきました。そういった中で、中には面と向かって私に、私が聞いた言葉です、これは。どなたかということではなしに、私が聞いた言葉の中で「おまえのような暇人で物好きじゃないで、そんなことはできん」とはっきり言われた方もお見えになりますし、それから「うちが火事になっても消してもらわんでもいいで、よう出させてもらわん」と、ここまで言われた方もお見えになりました。そういう通常地域に暮らす者としてちょっとどうかなあと疑問が出るようなことまでも言われて、団員確保に奔走されている団員や団役員の皆さんや町内会の役員の皆さんのことを考えたときに、私は団の役員までさせていただきましたが、決してお金が欲しいと思ったことはありません、はっきり言って。今の役員の皆さんもそうだと思います。消防団であるということを誇りに思って皆さんやっていただいていましたし、今もそうだと思っていますが、例えば、そういう新しい人を勧誘しに行ったときに報酬はこうですよと、日当は実は7,000円つくんですよという話がもしできるとしたら、それは大きな武器ではないでしょうか。

決してお金のためにやっているわけではないです。僕もそうでしたから。だけど、そういう 辛辣なことを目の前で聞かされる人たちにとって、大きな武器になるんじゃないでしょうか。 そのことについて、そういう場面を一つ一つ踏んでいる皆さんに対してどう説明されますか。

〇議長(岡田文雄君) 広江町長。

〇町長(広江正明君) 今、川島議員が経験されてきて、いろいろな思いや考えはよくわかります。

消防団の団員というのは、御承知のように身分としては非常勤特別職の地方公務員でありますが、仕事からすると、全く報酬や手当というのはその仕事には合わないすばらしい行動になることでありますし、そういう意味からして、これは本当にある意味ではボランティアという、消防精神をもとにしたボランティアでしかないわけですね、身分はそうであったとしても。

ですから、そういう勧誘に対する御苦労はあると思いますが、それは、そこのときに手当が こうですよ、ああですよということは、それは勧誘される方が言われる言われないは別にして、 今のシステムが、そういう個々に皆さんに手当を渡していただけるシステムじゃないだけに、 そのことは果たして勧誘のときに言うことが本当に消防団を理解してやってもらえるのかどう かということは、やっぱり現場の皆さんがいろいろ御苦労して御判断された中での動きとして、 御判断いただいて対応をお願いするしか、我々としては今御答弁させていただく言葉としてな いんではないかという思いでおります。

- 〇議長(岡田文雄君) 川島議員。
- ○4番(川島功士君) 町長の言われることは全くよくわかります。そのとおりだと思います。 私も、個人的に団役員をやっているときに、はい、幾らですというふうに現金をいただいた ことはありません。賞罰か何かで表彰のときにいただいたのはあったかもしれませんけれども、 あと2分団の場合は、年末に家族手当で1万円もらえるのが楽しみだったのを覚えていますけ れども、そのぐらいだったと思います。なので、本当に先ほど言ったように、地方公務員とい うか、消防をやっているという誇りを持ってやっているというのが現実の問題。だけど、個々 のそこの部分にちょっと頼り過ぎている部分があるのではないかと。

確かに、そのとおりなんですね。例えば、実際に東日本大震災のときに、本当にたくさんの 方が殉職されました。家族を放っておいてでも水門を閉めに行ったり、皆さんの誘導のために 自分の命を落とした人がたくさん見えました。なので、逆にそんなことまでするんだったらも うやらへんと、現実に団員の勧誘に応えてくださる方が余計減ったという話も聞いております。 ですので、例えばさっきの団のお金の話もありましたよね、個人に渡らない。だけど、その 集めたお金で別に飲み食いしているわけではないですね。そういう場合は、みんな個人個人で その都度その都度、多少は補助的なものがあったにしても、基本的なところは全部個人で会費 として払っていましたし、でも2分団で講習会を開きましょうとか、何かをやりましょうとか、 勉強会を開きましょうといったときの費用に充てたりしているというのが、多分ほとんど実情 だと思うんですね。

そうすると、消防団というのは町が設置しているわけですね。その運営に係る費用を個人の報酬で賄うというのは、町の姿勢としてはおかしいんじゃないでしょうか。本来なら、団に対して運営費も出すべきなんじゃないでしょうか。それがあれば、個人のお金をそういう形で渡さない、団の運営費に充てるということはしなくて済むんじゃないでしょうか。その辺の考え方はどうでしょうか。

- 〇議長(岡田文雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今のような御意見や考え方もあるかもしれませんが、消防団の実際の仕事というのは、1年間を通じて、平時のときに年間で考えてみますと、演習とか、あるいは訓練というのは大体33%ぐらい、そしてまた広報や指導に当たるパーセンテージが大体年間の活動のうちの14%ぐらい、そしてまた特別警戒、いわゆる夜警とかいろんなものを含めた特別警戒も14%ぐらい、実際火災で出動するのは6.7%ぐらいというのが、平時の消防団の皆さんの大体の活動内容だと思います。そういう意味からして、やはり先がた申し上げたように、身分としては特別職の公務員であると同時に、ある意味ではやっぱりボランティア的な崇高な消防精神のもとでないとできないことでありますから、今言われたいろんな手当や、あるいはそう

いうものに対する考え方やいろんなことに関しては、もう少し消防団の幹部の皆さんと我々も 話し合いをしながら、これはみんなが納得した対応で進むことが一番大事でありますから、そ のことを踏まえて、絶えず対応を調整していきたいと思ってはおります。

[4番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 川島功士議員。
- ○4番(川島功士君) ありがとうございました。

一長一短に、ああそうですか、じゃあそうですかというふうにはならないというのはよくわかりますし、提案説明要旨の中に、町長も述べておられますけれども、25年12月の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布されたことに伴い、国の消防団の機能強化に関する地方財政措置の動向を注視しながら、地域防災力の中核としての消防団の体制強化に向けた対応を図ってまいりますと明記されております。

現実に、本当に人員を確保、町内会長さんのほうからは、もう確保できんから定数を減らしてくれという要望も多分お聞きになったこともあるかと思います、全員ではないにしても。そういう話が出るほどに、やっぱり苦労してみえるというのは現実の話で、その現場で立ち会った人間としては本当に大変なんです。

ですので、町の消防団に対する立ち位置等もお答えいただきましたけれども、そういう方々が報われるように、団の皆さんと、ぜひとも前向きに検討していただいて、団は団の固執した部分もあるのは事実なので、その誇りを傷つけないように、しかも新団員を集められるような方向で、ぜひとも話し合いを続けていっていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

あと、ICTの関係なんですけれども、非常に前向きな答弁をいただきまして、ありがとう ございました。

学校のほうも、少なくとも小学校は済んでいるということで、ぜひとも中学校も体育館ができたことを機会にWi-Fiが活用できる設備というのは、今後を見据えてぜひとも考えていってくださいということを、まずこれはお願いしておきます。

それと、教育長さんは答弁者になっていないのでお願いだけなんですけれども、最終的にそのタブレットを使用するにしても、現実、例えばきのうも松枝小学校で学校評議員の会があって参加してきたわけなんですけれども、ずうっと全部教室を見て授業参観をさせていただいて、意見交換をさせていただいたんですけれども、僕はその中で、年に3回、4回あるんですけれども、これでもう何年もやっているんですけれども、授業で電子黒板を使っているところを見たことがありません。前、学校評議員会のときに聞いたら、非常に重たいし、エレベーターもないので階を移動することができないと。例えば各階にあればまだ使えるんだけどというような御意見もありました。

現実に、今使われてみえるのは、ALTの先生が非常に積極的に、ALTの部屋に常駐しているという形になっていますかね、松枝の場合は、ほかはちょっとわかりませんけれども。

結局、そこまで先生一人一人のスキルが足りていないというのが一番の原因じゃないかなというふうに思っています。なので、コンテンツの蓄積というのはまだ少ないかもしれませんけれども、これは町ができないことなので、教育委員会としてそういうものを見越したスキルアップであったり、そういう人材の確保なんかをお願いしておきたいというふうに思います。

そしてもう1つ、最初の説明というか、質問文の中にあったんですけれども、総務省が実はタブレット端末を配ったんだけれども、7割ぐらいがほこりをかぶっておると。避難した避難先の仮設住宅の高齢者の方に、困ったらこれを使って呼び出してくださいよとか、避難経路がここにありますよとか、いろんな市の広報がここに載りますよみたいなことでタブレット端末を配ったと。だけど、7割ぐらいは使われていないと。ほとんど置いたままになってほこりをかぶっているだけだと。

ということは、結果的にというか、実質的に、例えば何かの災害が起きたときに、通信網が 復旧してきた場合に、そういうモバイルネットワークの環境を活用せざるを得ない、いろんな 連絡であったり、広報であったり。

例えば、声の伝言板というのが今スマホだとありますよね。そういうように例えばメールで、字が見えなくても、声でボタンを押せばいつでも再生できるという電話を、普通にこっちは電話をかければ、そこへ声の伝言板として届いて、向こうは何回でも聞けるというものもあるんですよね。それは、字が読めなかったり、細かくて見えないとかいう方でも、それは有効に何度でも聞けるので、メールで送るのと同じような操作でできるようなこともあります。

だから、もう一般のスマートフォンのアプリなんかもであるんですけれども、当然災害情報のアプリや、例えばGISを使ってどこに避難所があるかというのもすぐ、GPSを使って行き先まで示してくれるようなアプリも実際にはあります。

そういったモバイルネットワークの活用ということを、これから町民の皆さん、特に高齢者の方を中心にぜひとも普及をしてほしい。いざ災害になって、予算がおりても、ほこりがかぶっておったんでは意味がない。こういう平時からそういう方を1人でも2人でもふやして、いやいや、実はこうやってやるんだよという、年配の方の裾野を広げていくというのは非常に大切なことだと思います。

取っかかりの一つの、無線LANとは関係ないかもしれませんけれども、例えばGPSがほとんどのスマートフォンにはついていますので、安いキャリアだと月々3,000円そこそこで1台契約できますよね。あれを町民バスに1個ぽっと置いておくだけで、停留所に四角い点々のQRコードを張っておけば、それを読んでもらえば、今バスがどこを走っておるかというのはリアルタイムでわかるんですね。そういうわかりやすいところから入っていくというのが一つ

の例ですけれども、そんなようなことに町民の方にできるだけ裾野を広げていただくような施 策を今後考えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

- 〇議長(岡田文雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今、議員がいろいろ例として挙げられた話も含めて、これからそういう ことの対応というのはいろんな意味で必要になってまいりますので、我々ができること、そし てまたやらなきゃならないことも踏まえて検討していきたいとは思っています。

[4番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 川島功士議員。
- ○4番(川島功士君) ありがとうございました。

それでは、団の円滑な活動と、ますます団員が集まりやすくなるように、ここは御配慮いただけることをお願い申し上げまして、ICTのまち笠松と言われるように、ぜひともよろしくお願いいたします。

これにて終わります。ありがとうございました。

- 〇議長(岡田文雄君) 2番 古田聖人議員。
- **〇2番(古田聖人君)** 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。 本日のテーマは、笠松町のにぎわい創出について述べさせていただきたいと思います。

安倍首相の肝いりの経済政策アベノミクスがスタートしてはや1年が過ぎました。この間、 株価はリーマンショック以前の水準に回復し、企業業績も明るい兆しを見せております。日本 経済はようやくデフレ不況という名の長いトンネルを抜け出しそうな空気が漂っています。し かしながら、現状をよく見ると、好況感を味わっているのは、大企業や東京などの都市部がほ とんど、中小企業や地方では、いまだに厳しい状況が続いています。

さらに、4月の消費増税に伴い、企業間だけでなく、地域間の格差もさらに広がるおそれも 出ています。こうした状況を踏まえると、地方もいつまでも国の景気対策に依存していては勝 ち残ることが難しくなってくるでしょう。

そこで、今回は、独自の方策の一つとして、にぎわい創出をテーマに取り上げ、質問させて いただきます。

まずは、現状認識についてから議論を進めたいと思います。

経済的な立地条件から見ますと、笠松町は非常に恵まれた地域であります。地勢的にも、津波や土砂崩れなどの天災の心配もない、県都・岐阜市に隣接し、名古屋からも十分な通勤・通学圏にある。交通の便にしても、新幹線の駅や高速道路のインターからも近い上、笠松駅には名鉄名古屋本線の特急もとまる。さらに、長い歴史と格調高い文化を誇り、NPO団体を初め、一般の町民が積極的にまちづくりに参画するなど、人材にも恵まれている。

また、みなと公園やサイクリングロードなど、住民の憩いの場も充実するなど、生活環境の

整備も格段に進んでいる。近隣の市町と比較すると、自治体としての規模は小さいものの、その質は特筆すべき存在であると自負しております。

けれども、事、地域経済の発展や商工業の実情を鑑みると、決して芳しいとは言えません。 かつては1,000社を超えた商工会の加入者も700台に落ち込み、本町の商店街も往時の繁栄から はほど遠い様相を呈しております。昨年秋には、木曽川畔にあった老舗料亭が店を閉め、数年 前に撤退した北及の複合商業施設の跡地も野ざらしの状況が続いております。

その一方で、笠松町周辺では、各務原や岐阜市柳津、旧木曽川町では大型ショッピングセンターが存在感を示し、お隣の岐南町では飲食店を中心に新しい店がどんどんオープンしています。さらに、羽島市では、アメリカ資本の巨大量販店コストコの進出が計画されております。 地理的条件も十分に備わっているのに、人材にも恵まれているのに、なぜ笠松町だけは経済的なにぎわいを創出することができないのか、もどかしさを覚えます。

そこで、町長にお尋ねします。 笠松町が近隣地域に比べて、商業的に発展できない現状をを どう考えているのか、そしてその主な原因はどこにあると分析されますでしょうか。

周辺地域の開発や発展から取り残されてしまった感が強い笠松町ですが、ことしから来年にかけて、にぎわい創出のきっかけになるような明るいニュースが続きます。

まず、4月5日には笠松中学校の屋内運動場が完成し、7月には松波総合病院の新病棟がオープンします。そして、とりわけ期待を寄せているのが歴史民俗資料館の建てかえであります。名誉町民の松原さんからの3億円という寄附は、資料館の建てかえが大きな懸案事項だった町にとってはまさしく慈雨であり、笠松地区の活性化という点におきましても、大きな起爆剤になり得るのではないでしょうか。

私は、この千載一遇の好機を生かすためにも、新しい歴史民俗資料館は、これまでのように 資料を展示するだけではなく、多くの人が集い、お金を落としてくれるような経済効果の高い 施設としての役割も果たしてほしいと願っております。

具体的には、資料館のリピート率を高めるために、展示やイベントに工夫を凝らす。また、館内の一角をカフェや雑貨店に貸し出すことで新たな交流拠点をつくる。その際、広範囲からのお客様を呼び込むためにも、集客能力に実績がある人気店の招聘も視野に入れるべきだと考えます。そして、新しい資料館を拠点に周辺一帯をにぎわい創出の核に位置づけ、その勢いを周辺に広げていく、そうすることで既存の商店主などのやる気も促し、新たな開業やビジネスの誘致に結びつくと期待しています。そして、その最終形が笠松町全体の商工業の再活性であり、それこそが寄附者の願いではないかとそんたくします。

そこでお尋ねします。笠松町では、にぎわい創出という点から、新しい歴史民俗資料館をどのように活用していくつもりなのでしょうか。また、周辺にある杉山邸との連携や地元商店街への波及効果などをどのように図っていくつもりなのか、お考えをお示しください。

もう1つ、にぎわい創出の大きな原動力になり得ると期待を集めているのが、FC岐阜の存在であります。昨年秋にFC岐阜の練習場を兼ねたサッカー場が完成しましたが、残念ながら成績が全く振るいませんでした。

それが、ことしになってラモス監督が就任し、川口、三都主など、元日本代表が次々と加入し、一気に戦力が増強されました。それとともに注目度もアップし、最近ではJ1チームをしのぐ人気が出てきました。成績のほうも、開幕から2連勝と絶好調で、J2昇格後、初めて首位に立つことができました。笠松町でも、このFC岐阜人気にあやからない点はないと思います。町内で開かれる各種イベントに監督や選手に参加してもらうのはもちろんのこと、ラモス監督に一日町長をお願いする、あるいはチームとタイアップしたオリジナル商品を開発し、販売するなど、思いついただけでもいろいろなアイデアが浮かんできます。FC岐阜と協力することで、笠松町もサッカーのまちとしての知名度も上がるのではないでしょうか。

そこでお尋ねしますが、町としては、まちづくりやにぎわい創出の面からFC岐阜とどのような連携協力をしていくつもりなのか。現在行われているホームタウンDAY以外に、新たな取り組みを考えておられるのか、よろしくお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(岡田文雄君) 一般質問の途中ですが、1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分 再開 午後1時30分

○議長(岡田文雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

2番 古田聖人議員の質問に対する答弁を求めます。 広江町長。

○町長(広江正明君) それでは、古田議員さんからの、笠松町のにぎわい創出についての中で、 3点ほどの観点から御質問をいただきました。

まず第1に、今の現状と、そしてまた発展できないような現状や原因はどこにあるかという 御質問でありますが、車社会の進展や、あるいはライフスタイルの多様化などによって、いわ ゆる郊外型の大型ショッピングセンター等を利用される消費者がふえる中で、これまでの地域 の商業を支えてきた商店街のにぎわいというのは全国的に失われつつあるわけでありますが、 また笠松町には小規模の事業所が多くて、いろいろ急変する変化や、あるいは環境変化の対応 や後継者不足などから、さまざまな問題があることは認識をしております。

こうした中で、私どもが第5次総合計画における基本方針として、郊外型の大型ショッピングセンターとの共存共栄を図りながら、商工会との連携のもとで、既存の事業所の活性化や、あるいは個性豊かな魅力ある商工業者の発展に向けた支援に努めることとして、定住促進事業

や、あるいは産業振興支援事業、そして商工会への職員派遣による連携強化などに努めさせて いただいております。

商業的に発展しにくい要因として考えられることは、この近隣に数多くの大型ショッピング センターがあることに加えて、ほとんどの世帯が車を所有する状況の中で、それで不便を感じ ることなく、逆に自分の家周辺で大型施設へ向かう渋滞や、あるいは騒音もなく、住民の皆さ んが笠松町に住んでいく上で快適な生活都市を望んでいる結果でもあると考えられます。

また、大型施設が進出しようとしても、当町の地勢的な問題や、あるいは特に駅前や市街化区域の主要道路の周辺にまとまった土地がないということも要因ではないかと思われます。

2つ目に、歴史民俗資料館を活用することに対しての御質問でありますが、この歴史民俗資料館は、旧東海銀行跡を利用して、平成10年から展示を中心として行ってまいりましたが、このたび名誉町民である松原登士弘氏からの多額の寄附をいただき、今後については建設事業検討委員会で審議をいただいたところであり、時期を見て、議員の皆さんにもその経緯と御報告をさせていただきたいと思っております。

総面積が674平米の敷地に建つ資料館は、平成27年夏には開館の見通しであります。現在のところ、建築面積が380平米で3階建て、総床面積が950平米の歴史民俗資料館を建設する予定であります。この展示室や、あるいは資料室、資料収蔵室のほかに、来館者の皆さんが休息できるようなサロン的なホールや会議、講習会などの開催ができる多目的ホールや小会議室等を設ける予定であります。

お尋ねの、地域との連携についてでありますが、笠松駅からみなと公園に至る道筋は笠松の歴史や文化を物語る宝であり、これらを活用して集客を図ってまいります。杉山邸と資料館は、現在でも連携をしてさまざまな活動を行っており、資料館の新装に伴って互いの集客力が向上する契機になると思われます。そのほか、笠松町にはアジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区の認定を受けた区域もありますから、この資料館が過去・現在・未来をつなぐ展示や、あるいはその活動が可能となってまいります。

また、そういう中で、岐阜工業高等学校が笠松駅の2階の空き店舗を活用して、地域産業、航空宇宙産業の担い手を育てて、将来の笠松町の発展を図る目的で推進プロジェクトを立ち上げようとされております。新しい資料館が拠点となって、笠松駅や、あるいはまちの駅など、他の施設や諸団体と連携をとり、行き交う人がふえ、町の活性化につながるような取り組みを展開してまいりたいと思っております。

その次に、FC岐阜との連携、協力関係についての御質問であります。

御承知のように、F C 岐阜は開幕以来2連勝という、また単独トップというすばらしいスタートを切りましたが、このF C 岐阜への支援は、サッカー J 2 に昇格した年の平成20年1月に 岐阜県と県内の42市町村、そしてまたF C 岐阜によってF C 岐阜支援連絡協議会が設置をされ

て、地域との連携を推進しておって、その一つがこのFC岐阜のホームゲームを応援するホームタウンDAYでありますが、笠松町では平成23年度から毎年ホームタウンDAYを開催して、町内のサッカースポーツ少年団や事業所の皆さん方と連携してFC岐阜を盛り上げているところであります。本年は、7月20日に横浜FC戦が内定しておりますので、このことに対しては既に準備に入らせていただいております。

また、FC岐阜では、選手が地域に溶け込むための取り組みとして、地域貢献活動というのを展開されておって、この取り組みの一つとして、昨年9月の天然芝の多目的運動場のオープニングイベントで選手によるサッカー教室を行って、先月、2月23日には、小学生がボール運動を通じてプロ選手を身近に接する機会が設けられました。

この多目的運動場は、指定管理の協定に基づいて、一般財団法人岐阜県サッカー協会が管理 しておりますが、FC岐阜の練習はもちろんのこと、スポーツ少年団や、あるいは高校のサッ カー部などの利用をされております。

このような状況において、近隣の小学校などが授業の一環で練習を見学するなど、いわゆる プロサッカー選手と身近に接することができる場所となるように、周辺環境の整備にも取り組 んでまいります。

F C 岐阜との連携を図るため、町のホームページにF C 岐阜応援サイトを立ち上げて、試合や、あるいは練習日程を広く紹介するなど、ファン層の拡大に取り組むとともに、広報紙によって毎月F C 岐阜のホーム戦を町民の皆さんに周知をし、スタジアムでの観戦を呼びかける予定であります。試合観戦はもちろんのこと、多目的運動場で練習する選手と交流できる環境づくり、そういうものを町の魅力の発信として努めていきたいと考えております。

もう1つは、笠松町にある笠松競馬との連携でありますが、先般、笠松競馬の構成団体長会議でいろいろな話をされている中で、古田知事から、このFC岐阜と笠松競馬とのいろんなコラボレーションの中で相互の魅力を発信できて、お互いに皆さんが笠松へ来ていただけるような、そういう積極的な対応を考えてみたらどうかというアイデアもいただきました。そのことに対して、私どもも具体的に笠松へ皆さんが来ていただいて、競馬場でFC岐阜の選手や監督と何かの対応ができること、そういうものを含めて、今、県とも打ち合わせをさせていただきながら、いいアイデアが出てこないか、進めさせていただいております。

また、そのホームタウンDAY以外にいろんな取り組みを考えているかということでありますが、今のことと同時に、笠松町で行っている支援としては、講演会や、あるいはファンクラブへの加入促進や、そして夏のクールビズの一環としてFC岐阜ポロシャツの購入や着用などを行っております。

昨年度以来、このFC岐阜に対しては、経済界を中心とした財政支援の輪が広がってきておって、町内の事業所の皆さんにも広く御協力をお願いさせていただきました。平成24年度には、

笠松町商工会を通じて商工会員の皆さんにも講演会や、あるいはファンクラブへの加入などを呼びかけさせていただいて、その後も継続的に支援をいただく輪を広げていただいております。 今年度は、昨年6月にふるさと納税のかさまつ応援寄附金のお礼の品としてFC岐阜応援グッズを追加して、FC岐阜のホーム観戦チケットとマフラータオルを寄附者の方へ贈呈する仕組みも構築させていただいて、直接FC岐阜を支援することにもつながってまいります。

また、このFC岐阜の応援グッズを笠松町のオリジナル商品として開発をして販売すること も考えるなど、従来行ってきた一連の連携協力については今後も継続をしつつ、さらに支援の 輪が広がるよう、関係各位に呼びかけて進めてまいりたいと思っております。

[2番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 2番 古田聖人議員。
- **〇2番(古田聖人君)** 非常に積極的な答弁もありまして、ありがたく思っております。

それでは、再質問ということで幾つかお聞きしたいと思いますが、最初に町長さんのほうの答弁ありました現状についての認識の中で、近隣の大型店の影響ということが上げられました。もちろん私もそれは重々承知しておりますし、1つ言えることは、はっきり申し上げまして大型店にうちの今の既存の商店街なり商店が面と向かって対抗することは、まずもって難しいと思います。ですから、ナンバーワンを目指すよりもオンリーワンの道を目指す。それが笠松町だけじゃなく、こうした小さな自治体の商業、あるいは商店街の生き残る道ではないかと。

その意味におきましては、先ほど幾つか町長のほうから上げられました歴史民俗資料館、あるいはFC岐阜の活用は非常に有効であり、またそれがある意味先鞭となるんではないかと、そういうふうに期待しておりますが、そこで現状認識という点から1つお尋ねしたいと思います。

これは、私の地元で恐縮なんですが、例のマックスバリュの跡地、そちらが今どうなっているか、今、地元でも非常に関心の高い問題ですので、現状とその後の見通し、わかる範囲で結構ですので、御説明願えたらと思います。

- 〇議長(岡田文雄君) 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** マックスバリュの跡地については、私も大いに関心を持っておって、前のような商業施設として活動してもらいたいという願いであります。

状況を少し説明させていただきますと、昨年、ちょうど1年前ぐらいからマックスバリュさんの土地においては、双日ロジテックさんのいろんな社内の理由で、初めは本社が、3,800坪の全部の土地を一括利用できるような体制を一回本社でとってみたいということで、ここの双日ロジテックから本社預かりになった経緯もありました。それで、本社がいろいろ対応を考えていたようでありますが、最終的にことしの1月になって、もう一度、会社の経営方針の変更から双日ロジテック、地元がもう一回きちっとやることになったということでありました。そ

れで、具体的に、今、双日ロジテックさんが数件当たっておみえになるようであります。

それで、そのことに関して、実は1カ月ぐらい前に社長からいろいろ御相談がありました。 その件に関しては、私どもは県の建築事務所や県当局とも連絡をとりながら、最大限我々ができる協力体制をやろうということでお約束をさせていただきました。それに基づいて、今、会社として、優良な企業や商業施設を誘致できるように本格的に、双日ロジテックの皆さんが動いていただけるようになったのが現状であります。

いつごろ、どういう企業が、どういうふうに進出してくれるかは、まだ我々のところにも来 ていませんが、そういう流れを今つくって、会社を挙げて今進めておられるようであります。

もともと、本当は壊してから1年以内に体制をとらなければ、商業施設としてはもう二度とできない状況でありましたが、そういう状況であった中で、地元の皆さんからぜひ商業地域の誘致をしてほしいという願いがあった中で、県との調整をし、お願いをした中で、認めていただいて対応ができるようになりましたので、我々も何とかあのまま空き地で置いておくのではなくて、そういう商業施設を誘致いただいて、周りとの活性化を図れる大きな機動力になっていただけるように、今連絡をしてお願いをしているところであります。

[2番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 古田聖人議員。
- ○2番(古田聖人君) 何となく光明が見えてきたようで非常にありがたく思うんですが、ちょっと1つ確認させていただきたいんですが、以前、あそこの跡地を住宅地にするという話もたしかあったように思いますが、今の町長のお話を聞いていますと、商業施設を第一に考えられているのか、それとも企業誘致というか、工場を含めたそういう事業所が入られるのか、可能性としてはどのような感じなんですか。
- 〇議長(岡田文雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 住宅地というのは、初め我々の希望として、いわゆる優良住宅を、あれだけの面積であれば一番いいんではないかという希望も申し上げました。けど、会社の事情として、土地を全部売却して、そういうことをやることの方針ができていなかったようでありますから、借地で住宅というのはできない状況でありましたので、住宅ということに関しては、我々も今は会社に対して物を言っている状況ではありません。

商業地域以外の活用に関しては、工場等に関しては地域の用途からしてできませんので、商業地域、前あった商業地域としての建築しか認められませんから、それを中心に話を進めさせていただいているわけであります。

[2番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 古田議員。
- **〇2番(古田聖人君)** ぜひとも実現して、また松枝に新たなにぎわいの拠点、商業の拠点がで

きることを期待するわけなんですが、先ほどのマックスバリュの話に関連して、なかなかあそこの土地が有効活用できない、その理由の一つに、地元の方が言われるように、あの辺一帯が市街化調整区域に入っているため、非常に土地利用に制約が多いという声を聞きますし、人によっては北及とか門間の市街化調整区域を早く外して、もっともっと有効活用、あるいは土地を売りたくても売れない人がたくさんいるので、そのあたりも考えてほしいという声をよく聞きます。

そこで少し、以前もお尋ねしたと思うんですが、市街化調整区域を解除するというのは、笠 松町一つの力だけでは難しいというふうにお聞きした覚えがあるんですが、どうしたら調整区 域を市街化区域に変えられるのか、その手順などがもしわかれば御説明願いたいと思うんです が、いかがでしょうか。

〇議長(岡田文雄君) 広江町長。

○町長(広江正明君) まず、市街化区域に用途変更するためには、笠松町は今岐阜都計の中の一角としてやらせていただいていますから、これは今おっしゃったとおり、笠松町だけの要望で用途区域を変えることはできません。これは岐阜都計の中の体制でありますが、そこへ持っていくためには、まず第一に、今の地域が人口密度が高くて、いわゆる市街地を形成しているような状況になってくること、そしてまたもう一つやっぱり大きなハードルというのは、現在笠松町がある市街化区域の中の土地がもうほとんど家で、市街化区域の中で開発することは全く不可能なぐらいいっぱいになっていることが大きな条件になっています。現在の笠松町の市街化区域の中では、まだいっぱいそういう未利用地が残っていますから、そういう中での区域変更というのは非常にハードルが高いんではないかと思っています。

そういうようなことや、あるいは今まで市街化区域として、私の記憶では十五、六年前に地区計画としてやろうとしたときに、地元の皆さんの御賛同をいただけなかったことで頓挫してしまったのが、一つの大きなここまで来ている要因にもなっています。それだけではないですが、そういうもろもろの今のハードルの中で、あそこを市街化区域に変更するということは、今の笠松町の情勢の中では大変難しい状況でありますから、今、皆さんのおっしゃっている希望や要望や思いをもっともっと私どもとも共有しながら進めていかなきゃならない問題でありますし、今言った岐阜都計内での問題でありますから、全体の都市計画を眺めた中での話の進め方になると思いますから、今古田議員が言われたようなお話はまたいろいろ聞かせていただきながら、基本的なものから対応を考え直していかなければならないと思います。

私どもの問題では、下水道の問題も出てまいりますので、今はまだ計画区域全体、実際手をつけている区域がまだ90%行っていませんから、それを進めながらやる中に、またそういう問題も入ってくると思います。

もろもろの都市計画での対応を考えて、将来における発展を考えた対応を進めなきゃなりま

せんから、ただただ今の調整区域の変更だけの問題ではありませんので、そういうことを大局 的に捉えながら、またいろいろ御指導いただければありがたいと思っています。

[2番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 古田議員。
- ○2番(古田聖人君) 今後、笠松町が発展していくために、松枝の南部の広大な土地というのは非常に伸び代として活用が期待されると思います。それには、今町長が言われたように、やっぱり地元の人たちが将来のまちづくり、いかに自分たちの地域を発展させていくかということに対して関心を持っていただいて、どんどん意見を発信し、あるいはアイデアを出していただく。私自身も地元の議員としてそういった機会を積極的に設け、そういった意見をいただいたら、また町長さんのほうにお訪ねして、また意見交換させていただきたいと思いますので、そのときはよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、歴史民俗資料館についてまたお尋ねしたいと思うんですが、この笠松町の歴史 民俗資料館は、私個人的な感想なんですが、ほかの同様の施設と比べましても、企画展も非常 に工夫されており、頑張っているなと、率直な印象を抱いているわけでございます。

ただ、これから新しい、今まで来たことない人たちに来ていただく、あるいは遠隔地からの お客さんを呼ぶには、ただ地元の歴史とか文化をそこで展示、見ていただくだけではなく、今 までとは違った発想ですかね。固定観念を捨てて、みんながあっと驚くような施設というのも 視野に入れて考えていくとおもしろいのではないかと思うんですが、町長さん個人としてはど うでしょう。やはり従来的なイメージから少し変えてみたらどうかというような考えは今お持 ちなんでしょうか。

- 〇議長(岡田文雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 従来的なイメージというよりも、今の歴史民俗資料館の形態とは違って、今申し上げたように歴史民俗資料館の建設推進委員会ですか、民間の町民の皆さん10人ぐらいで、これからの建物をどう利用して、どういう形態にしようかという会議を3回やっていただきました。大まかな建物のいろんなつくりや考え方はまとめていただきました。その後、そこの利用方法や対応はどうするかということは、先ほども申しましたように、我々も案をつくりながら、議員の皆さんとまた意見を交じ合わせていきたいと思っています。

そして、ただあそこを今までのような展示物だけの博物館じゃなくて、いわゆる歴史だけではなくて、先がた申し上げたように、笠松町にはそういう航空宇宙未来企業もあるまちですから、過去の歴史と、そしてまた将来のいろんな科学技術も、そこへ来ればいろんなことが勉強できてわかるような建物、そういう内容も考えてみようよということと、ただ、それだけではなくて、あそこを人がいろいろ行き交えるように、今は展示物を見に来るだけでありますが、そうではなくて、サロン的な広場があって、あそこでいろんな方が見えて、いろんなお話もで

きるスペースもつくろうじゃないかということも含めて、今、青写真をつくりつつあるところであります。まだ青写真が完成したわけではありませんから、その青写真の基本ができたときには、また議員の皆さんがいっぱいいろんないい意見を出していただければ、それに対応した歴史民俗資料館として進めたい。

それともう1つ大きな問題は、歴史民俗資料館という名称自身が、もうみんなが行こうよという気持ちになるかどうかということも含めて、名称ももう一回考えようよというところまでは来ていますから、どういう名称がいいのか、あるいはどういう訴え方がいいのかは、これからの考え方次第でありますから、ぜひみんなでそういうのを生み出していただいてアピールをしたいと思っていますので、そのときには古田議員もお知恵をかしていただければありがたいと思っています。

[2番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 古田議員。
- ○2番(古田聖人君) ありがとうございました。

非常に積極的かつ新しい方向に向けてアイデアを出していただけるようで安心しました。 検討委員会で諮られるということなんですが、中にはいろいろな意見があると思いますが、 やはりここは今町長さんが語られた思いを前面に出していただいて、全く新しくて本当に魅力 ある歴史民俗資料館にしていただければと思います。

そして、歴史民俗資料館も含めまして地域一帯の活性化、あるいはにぎわい創出というのは、 行政だけの力ではどうしようもない、それはもちろんわかっているわけでございます。

その中で一番の連携を図っていかなくてはいけないのは、以前からも言われています商工会だと思います。笠松町では、職員のOBの方を事務局のほうへ派遣されてこれで2年か3年たつと思うんですが、これは実際の成果、具体的には何か目に見えるようなものは上がっていますか。

- 〇議長(岡田文雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 職員を派遣したわけではありませんが、○Bとして、いわゆる参事の職員として向こうで働いているわけでありますが、まず1人、そういうのを一回頑張って商工会へ行ってやってほしいという気持ちは、商工会と町ともう少しスムーズな連携や事務的な連携がとれれば、もっともっと我々の情報も直接向こうへ行き、向こうの情報も我々に入って、お互いに協議できるんではないかというところから始めたわけなんです。現実に、いろいろな事務的な仕事や会議やいろんなことを具体的にやっているようでありますから、そういう2年間のいろんな成果や活動に関しては、企画環境経済部長から報告をさせますので、一回お聞きいただいて、それに基づいてこれからの対応づくりを考えてみたいと思います。
- 〇議長(岡田文雄君) 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長(大橋雅文君) 商工会で雇用されております参事職としての活動内容といいますか、進められた事務事業について申し上げますと、まずその1つとしましては、商工会と環境経済課、企画環境経済部のほうでございますが、月に1回ずつ顔を合わせて情報交換を行うと。それによって、各方面での協力体制を強化していく、行政施策がまた商工会事業に反映できるような形をとっていくということで、2年間、事業を進めさせていただきました。

また、東日本大震災の影響で各種町内の事業者等がいろいろ打撃を受けた方等がありますが、 そういったときにも、参事が中心となって、会員の方々の現状把握、要望なんかを聞きながら、 商工業の対策を行う上での参考とする意見の取りまとめ、そういったことで25年度には全部の 会員を対象としたアンケートを実施しております。この結果によりましては、窓口業務の拡充 ということで要望がございまして、年末調整とか確定申告の時期に、土曜日・日曜日を商工何 でも相談といたしまして、商工会を休日開設という形をとりまして、会員が相談しやすい体制 づくり、こういったものをとっております。

26年度、新年度に向けましては、長期にわたる進行ビジョン、その具現化のためのアクションプランの策定ということを計画されております。民間シンクタンクから外部専門員を交えて研究会を設置、新たに地域産業活性化対策の研究事業を進めていくということで計画をされております。

また、商工会の会員の増強のために加入勧奨を進めまして、25年度でございますが、21件の 方が新たに商工会の会員として加入をされております。

また、先ほどもございましたFC岐阜の支援の関係でございますが、ホームタウンDAYの 開催につきましては、いろいろな支援の品、協賛品等の提供をいただくために、商工会の会員 の方にも御協力をいただいております。

また、商工会の参事職の設置ということで、とりあえず2年という予定でございまして、この間で情報交換や組織の活性化など、一定の成果があったというふうに考えております。

また、商工会の職員に対しましても、町のほうといろいろな連携をとって、今までと違った 気づきというようなことから、意識改革が進んできているというようなふうに感じております。 また、この成果が引き継がれまして、総合経済団体としての重要な役割を担っていかれるこ とを期待しているということでございます。

[2番議員挙手]

〇議長(岡田文雄君) 古田議員。

○2番(古田聖人君) ありがとうございます。

今の部長さんの答弁を聞くと、以前と比べると大分パイプが太くなって、町と商工会との風通しもよくなったなというふうに認識していますが、一つここで町長さんにお願いというんですか、実は私も商工会の青年部の人と結構親しくさせていただいているんですが、年々青年部

に入る人の数が減ってきてしまっていると。これからの笠松町の商工会、そして商業の発展を考えると、なかなか若い人たちが入ってきてもらえないというのは、ゆゆしき問題だと思います。ですから、ここはひとつ知恵を絞っていただいて、若いそういう経営者とか商業でこれから頑張っていこうという人たちの意見を聞く会みたいなのを商工会と相談して、行政と一緒にまちづくりを本音で語るような会合みたいなのを一つ考えたらどうかなと思うんですが、町長さん、それについてどう思われますでしょうかね。

〇議長(岡田文雄君) 広江町長。

○町長(広江正明君) 当然いいことだと思いますから進めたいと思いますし、商工会の青年部とも年に1回いろいろやっているんですが、またその上のCAM塾の皆さんとも対応させていただいているのと、今度また3月にありますが、羽島JCの皆さんともまちづくりのことで、笠松町でお互いに意見交換をやらせていただいています。

非常に若い人のいろんな意見というのは独創的なものもありますが、やはりすばらしいセンスも感じられる対応もありますから、そういう機会を積極的にとらせていただいて、ぜひそういう意見交換をしていくことを進めていきたいと思っております。

[2番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 古田議員。
- ○2番(古田聖人君) ありがとうございます。

そういう人たち、いろんな意見を持っていても、それを発表する場、考えを行政に伝える場がなかなかないので、結局自分の中でしまって、ある意味もどかしさを感じている人たちもたくさんいると思います。ぜひともそういう意見や声をすくい上げていただいて、みんなでつくっていく笠松の商工業という形に進めていただければと思います。

続きまして、FC岐阜について再度お尋ねしますが、笠松町というのは、FC岐阜が発祥のときから低迷しているときまで、いろいろなサポート、練習場をつくるなど、ある意味糟糠の妻的な存在だと思っています。

しかしながら、ここ急に人気が出てきたせいなんでしょうか、岐阜県とか岐阜市が、言葉は 悪いんですが、しゃしゃり出て、もう昔からうちがやっていたと。最近では大垣のほうもそこ に便乗するような形でありまして、私自身は見ていて何となく、ちょっといいとこ取りじゃな いかというところがあって、何かいらいらしている部分もあるんですが、町長、本音でどう思 いますか、ほかのまちの動きを見て。

〇議長(岡田文雄君) 広江町長。

○町長(広江正明君) どういう形であろうが、我々が初め望んでいたFC岐阜の活躍や、地域 貢献をきちっとしていただければ、それが岐阜市や大垣がまた出てこようが、我々はFC岐阜 と我々との今までのタイアップの考えは変わっていませんので、ましてや今度の新しい監督以 下、選手に関しても、笠松町に対しても表敬訪問も考えているようなこともありますから、そういう機会を捉えて、我々も今古田議員が言われたような気持ちをFC岐阜にぶつけながら、お互いにすばらしい関係になるように進めたいと思っています。

先ほど申された、古田知事のいろんな考え方もその一つでありますから、笠松にとっては決してマイナスになるようなことではありませんから、そういうことも進めながら進めていきたいと思っています。

[2番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 古田議員。
- ○2番(古田聖人君) 町長、非常に度量の広い人だと改めて思います。私なんぞは、自分ところが先に手をつけたんだから、おまえら黙っておれという気持ちでいっぱいなんですが、ある意味FC岐阜、利用するという言い方は適切じゃないかもしれませんが、ともに共存共栄するには、ある程度がめつくいく部分も必要ではないかと思うんですが、そこでちょっとお尋ねしたいんですが、今FC岐阜の事務局とそういった連絡関係というのは誰がどのようなふうにやっているのか。定期的に会合の場というのは設けられているんでしょうか。
- 〇議長(岡田文雄君) 大橋企画環境経済部長。
- **○企画環境経済部長(大橋雅文君)** F C 岐阜との関係でございますが、定期的に協議会等を持たれておりますので、企画課のほうがそういった部分につきましては対応させていただいております。

先ほど町長が答弁しましたようなことにつきましても、私どもも向こうの事務局、フロントのほうに対しましてはいろんな意見を上げて、いろいろ協力していることや何かに対する向こうからの訪問とか、そういったことに対しても意見は述べて対応させていただいております。

[2番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 古田議員。
- **〇2番(古田聖人君)** ありがとうございます。

スポーツ競技、プロスポーツというのは本当に水ものでございます。今は非常に調子がいいんですが、これが成績が終わってみればどうなるか、そして来年以降よくわかりません。まさに今こそが今でしょう、今こそがチャンスだと思います。ここは部長、ぜひとも連携を強化して、先ほどありましたオリジナルの商品等の開発に向けて、早急にやっていただかないと、さっきの話ではないんですが、もう岐阜市とか、あるいはほかのまちとか、または岐阜県なんかに先を越されてしまったら、せっかく笠松が一生懸命先鞭をつけたのにもかかわらず、がっかりさせるような結果になってしまうおそれがあります。やはりここはスピード第一で考えていきたいと、それは要望とさせていただきます。

終わりに当たりまして、繰り返しますが、にぎわい創出というのは行政だけでできるもので

はございません。商工会とかNPOとか、そしてFC岐阜、先ほど町長が言われた笠松競馬も 含めまして、みんなが力になっていく。

きのうのアントニオ猪木ではございませんが、元気があれば何でもできると、そういった気持ちを持って、笠松町の発展のため、そして商工業をさらに活性化し、にぎわいを創出するために頑張ってやっていきたいと思い、質問を閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

- 〇議長(岡田文雄君) 5番 田島清美議員。
- ○5番(田島清美君) 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。 今回は、交通安全対策についての質問をさせていただきます。

平成25年9月第3回定例会にも交通安全対策について質問をさせていただきましたが、そのときの内容は、1. 通学路における信号機の設置、2. 通学路における危険箇所のカラー舗装についてでした。

1番目の通学路における信号機の設置についての答弁は、県道下中屋笠松線は交通量が多いことは認識しているが、昨年実施された通学路安全点検にて、信号機の設置は構造的に困難であり、早期の対策として、保護者の見守り強化にて対応するとの結論が出ている。そのため、道路管理者である県や県公安委員会に対して、設置できるように要望を行っていくとのことでした。

また、2番目の通学路における危険箇所のカラー舗装についての答弁は、下羽栗校区の通学路のカラー舗装は、下羽栗会館坂路及び野垣理容店東横断歩道の前後にて施工してある。平成24年度の通学路交通安全総点検において指摘されたこの2カ所の修繕工事を今年度計画している。米野地内の交差点は、事故が非常に多い交差点として認識しており、過去において必要な安全対策は講じてきた。今年度も大きな事故が発生した。残された対策は少ないと考えられるが、事故が少しでも減るように現在警察と協議中であり、早急に対応していくとのことでした。この2つの質問に対するその後の進捗状況をお聞かせください。

次に、以前より笠松みなと公園へ渡るのに大変交通量が多く危険であるため、過去にも信号 機設置についての一般質問がありましたが、今どのような方向で進んでいるのかをお聞かせく ださい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

- ○議長(岡田文雄君) 5番 田島清美議員の質問に対する答弁を求めます。 広江町長。
- ○町長(広江正明君) それでは、田島議員さんからの交通安全対策についての3点の御質問でありますが、まず第1の通学路、この江川地区のことですが、信号機の設置問題について、その後どうなっているかという御質問であります。

昨年の9月の議会の終了後、11月5日に、私と江川・米野の両町内会長さんとともに、岐阜 羽島警察署を訪問させていただいて、署長、並びに交通課長に対して、その状況等、お願いを してまいりました。

その際、警察当局からは、信号機の新規の設置というのは、もう県内、いろいろ数も多くて、そういう箇所も多いことでありますから、優先的な順序として考えるのはもちろん危険箇所が第一でありますが、まず信号機の新規設置というのは、新しい道路ができたところや、あるいはその道路の延長に伴う設置が優先されてきているようであります。そういうような中で、既設道路の早期設置というのはなかなか予算的にも難しい状況でありますが、まず御指摘の箇所においては、信号機設置以外でできる、いわゆる安全対策を進めることなどのアドバイスをそのときの警察署長からはいただきました。全く否定するわけではありませんが、そういう流れの中で、信号機ができるまでの時間帯というのはやはりそういう安全対策をまずとってほしいというお話でありましたので、そういう中で、やはり早期の設置が難しいことから、警察当局ともよく相談しながら、今、町でできる安全対策、あるいは安全啓発を進めて、地域住民の皆さんと安全確保に努めていくと同時に、地域における総合的な安全空間の確保になるように、この道路管理者である県や、あるいは県の公安委員会に対して、この羽島署を通じて、今後とも引き続き、こういう要望をしてまいりたいと思っております。

2つ目に、通学路における危険箇所のカラー舗装についてのお尋ねでありますが、これは御 指摘いただいた下羽栗会館の坂路及び円城寺地内の野垣理容店さんの横の横断歩道の2カ所に おいては、この2月に工事が完了して、滑りどめ効果などをつけて、視認性のよい舗装材で施 工をさせていただきました。

その次に、米野のピアゴ北の事故が多い交差点の件でありますが、これは羽島警察署とも協議をした結果、東西道路の通行車両がこの交差点を認識しやすく、さらに減速を促す方法がよいのではないかという指導を受けました。

この東西道路については、交差点手前にV字の減速マークを設置して、そしてまた交差点までの30メートルの区間においては2車線道路を1車線にして、車線の幅を狭めることによって高視認性の溝タイプの外側線を設置する、そういうことによってこの箇所も少しでも事故が減るような対策として進めてまいりましたが、この箇所においても2月に工事が完了しております。

そして、3点目にみなと公園へ入るところの信号機の設置であります。

これは、ずうっと以前から要望してまいりました横断歩道への信号機でありますが、先般岐阜県警本部から平成26年度に設置する旨の連絡はいただきました。その信号機設置に向けて、 先日の3月6日に、今年度でこの設計業務を行うために、いわゆる県警の交通規制課と町の職員が現地の立ち会いを実施させていただきました。そして設置時期については、年内に設置で きる計画であると警察当局からはお聞きをしております。

[5番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 田島清美議員。
- ○5番(田島清美君) 丁寧な答弁、ありがとうございました。

カラー舗装の件も2月に工事が完了し、そして米野のほうも、私たちも見ましたが、ちゃんと「止まれ」という字も書いてあって、今のところ事故もないようですし、大変早急にやっていただいてありがとうございます。

そして、みなと公園のほうは、私質問したんですけど、多分だめなのかなと思っていたんですが、大変いい答弁をいただいたので、本当に町長さん、またほかの関連の方には本当に努力していただいて感謝いたします。

あと1点、江川地区のところなんですけれども、ここも今新しい家がすごくあの辺建っていまして、子供さんが通るのがそこしかないということで、もちろん地域の親さんたちも、いつも旗当番で本当に頑張ってはみえるんですが、これに関しては私が言うよりも、町長さんが早くつけてあげたいなと思っているのはわかっていますので、また引き続き努力して、笠松町の子供たちが安全に学校に行けるように一層努力していただきたいと思います。

要望で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(岡田文雄君) 2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後2時23分 再開 午後2時35分

○議長(岡田文雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

3番 伊藤功議員。

○3番(伊藤 功君) 議長さんのお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

一番眠たい時間ですので、どうぞ休んでください、結構でございますので。理事者側はそんなわけにはいかないと思いますけど。

私の質問は、1つ目は交通体系に絡んだ交通安全面からの質問と、2つ目は羽島市でのごみ 焼却場のその後の進捗状況についてであります。

まず1点目の交通体系として、木曽川右岸の堤防道路から一般道、要するに町道へおりたり、 反対にまた上ったりする坂道、坂路であります。

21年6月議会で質問をした、木曽川橋西詰めの信号交差点から北及の前田道路の間、要する に松枝地区ですけれども、岐阜に向かっておりる坂路がなぜできないのかと質問をした際に、 町長さんは調査をしておきますというふうな答えで、明確な回答は得られませんでした。 今回、この問題をなぜ取り上げるかというと、新しく松波病院も大きな病院としてできますと病院が巨大化し、尾西市や羽島市から来られる車の数も大変ふえると思います。今でも、朝夕のラッシュ時の堤防道路の車の渋滞は激しく、長池あたりに一本ぐらい北へ向かっておりられる坂道があってもよいのではと思います。要するにトミダヤから東へ来ている広い通りに関して、下のほうからもう少し曲がりやすく坂路をとってほしいなというのが現実でございます。そういうことが国交省に要望できないのか、町長さんの見解をお聞かせください。

一方、下羽栗のほうを見てみますと、江川のグラウンドに人工芝のサッカー場ができ、J2 所属のFC岐阜が多く練習されると思います。サッカー場ができて大変うれしく思っているのは、笠松町のサッカーを愛するファンだけでなく、町民全体で盛り上げていかなければの気持ちと思います。

ここで、私ごとで申しわけございませんが、私の息子も、笠松中学校がサッカーで全国大会へ行ったとき、1年生で補欠のメンバーでしたが、その大会に連れていってもらったり、3年生のときには、私が部活の保護者会の会長も経験しました。また、息子の子供も今名古屋の高校でサッカー、そしてまた娘の子供は松枝小学校の5年生でサッカー少年と、サッカーとは本当に縁が切れません。

そんなすばらしいサッカー場ができたのに、シャワーを浴びるためにスポーツ交流館へ行く 坂路がありますが、本当に狭過ぎると思います。対向車とすりかわれる幅員にするか、スポー ツ交流館を目指す西へおりる坂道をつくることぐらいはたやすいかと思いますが、町長として、 これも国交省へ働きかけていただけませんでしょうか。これについても、見解をお尋ねいたし ます。

堤防道路のことで最後にもう1つ、これはちょっと私の突拍子もない意見かもわかりませんが、笠松競馬も昨年は放馬事故が起き大変でしたが、売り上げのほうは幸い黒字になってきました。ただし、ネット販売が好調なだけで、本場への来場者は減少するばかりと聞きます。来年度からは、笠松競馬でもJRAの中央の馬券を売る体制ができようとしている今、笠松駅から競馬場への数分の徒歩の距離も、堤防が邪魔をしているように思います。階段も、誰が設計されたのか、一段一段の幅が広くて非常に歩きにくいと思います。

そこで提案です。堤防の土手っ腹にトンネルを掘り、直線で結ぶ道路をつくったらもっと集 客が見込めるのではと思いますが、いかがでしょうか、これもお尋ねします。

次に、交通安全対策の質問として、これは笠松本町からみなと公園へ渡る信号機のことでしたので、田島さんに答えが出ましたので、今回これは取り下げます。

松波病院が、先ほども言いましたように巨大な大きな新しい病院として7月には開設されるようですが、今まで以上の患者が訪れると思います。新しい病院は、玄関が笠松町泉町と柳津町東塚5丁目の町道側になり、要するに北側のほうになり、周辺の道路は大変混雑が予想され

ます。当然南側の、以前小学生の通学路になっていた狭い道路、今現在、幅員3メーターも、 駐車場の出入りやほかの駐車場を探す車で、今まで以上の混乱が生じることは明らかです。幸 い、小学生は通学路にはなっていますが、今対象の子供はおりません。私がきょう質問したい のは中学生の通学路です。分水工の東側の歩道を自転車通学も歩行者通学とも、朝の通学時に は通っています。柳津町との境になる志知八郎商店の北西の信号で自転車通学、歩行者通学の 子供たち双方が信号待ちしているのを見ていると、大勢が集中して非常に歩道が窮屈そうです。 たまにその道路の一本西の美濃幸商店東を歩行通学していく生徒もいます。恐らく違反でしょ うが、信号機がないので渡りやすいと思います。いっそ、歩行者はそちらへ回したらいかがで しょうか。学校の帰りは、ほとんど全員の子供がそちらを通って帰っていきます。この通学路 に関しては、教育長さんに答弁をお願いしたいと思います。

最後の質問です。

羽島市でのごみ焼却場処理施設は、全く進展していないようにしか思えません。来年からは、いよいよ境川の現在の施設が使えなくなると思います。昨年の10月30日の新聞記事では、下中屋町城屋敷地区住民が建設計画に伴う市の都市計画決定の取り消しを求める請願書を県に提出し、同地区150世帯のうち113世帯288人の署名簿を添えて出されたというふうに聞いております。区長の、地元住民が反対していることを県に示したかったんだという話が掲載されていたニュース以降、その後進捗状況はどういうふうになっているのか、これもお尋ねいたします。これにて1回目の質問は終わります。答弁をよろしくお願いします。

- ○議長(岡田文雄君) 3番 伊藤功議員の質問に対する質問を求めます。
 広江町長。
- ○町長(広江正明君) それでは、伊藤議員さんからの御質問で、まず交通安全対策の中で、長池地内で、堤防道路から北へ向かっておりる坂路の御質問でありますが、この件については、議員さんの御指摘のとおり、笠松町の松枝地区の木曽川堤防道路においては、これは古くからのいろんな利用体系から、堤内での上流部へ向かっておりる坂路というのは設置をされておりませんでしたが、この堤防上道路の坂路については、河川管理上、統廃合により極力少なくしていきたいというのが国交省の意向であり、国土交通省への坂路の新設要望というのは非常に困難だと理解をしております。

また、町が坂路を新設することについては、これはさきに申し上げましたが、統廃合も含めて、交通量や交通体系による必要性を明白にするとともに、地形的条件の適合や、あるいは用地買収及び建物の移転補償等、地先地権者の方の承諾を得て進めなければならないこと、そしてまたかなりの事業費が必要となることなど、いろんな問題の解決が先行することとなりますが、このことも踏まえて、この坂路については引き続き調査・研究はさせていただきたいと思っております。

それから、もう1つ坂路の問題で、サッカー場からスポーツ交流館へのアクセス道路に対しての御質問でありますが、既設坂路はサッカー場を含めた木曽川の河川敷運動場への唯一のアクセス道路であって、高校生の生徒と一般の一部はこの坂路付近の階段を利用されていますが、グラウンドゴルフをされている高齢者の大半の方は、ほかに通行する坂路がないために、自転車、または徒歩においてこの狭小の坂路を利用されております。

また、議員御指摘の坂路の拡幅改良すれば、確かに運動場のみならず、河川環境楽園のアクセスとしても大変利便性の向上が図られるとの認識は同じでありますが、今年度より、いわゆる当坂路の拡幅について実施設計を進めて、今後、順次拡幅改良の事業を進めていく予定であります。

また、工事に当たっては、用地の取得や1戸の空き家を含む4戸の家屋が支障となることから、このことについても順次、用地補償の事前交渉に取りかかってまいりたいと思っております。

その次に、競馬場付近の堤防のトンネルの通路の構築の件でありますが、これは堤防にトンネルをつくって笠松駅とのアクセスを図ることは競馬場の利用者にとってはよい方法かもしれませんが、この堤防がいかに二線堤であったとしても、河川構造物としての河川法の規制は大変厳しいものがあります。この通路は、いわゆる陸閘としての機能を果たすことが義務づけられますが、かなりの労力と事業費がかかることにもなって、費用対効果があるとは考えにくい場所であります。町としても、財政的なことなどを考えますと、この事業を推し進めるということは不可能ではないかと思っております。

もう1つ、ごみ処理場の進捗状況の御質問であります。

昨年10月29日に、羽島市の城屋敷から県知事へ都市計画の決定取り消しの請願書が提出されましたが、この請願書を受理した県は、請願法第4条に基づいて、10月31日付で決定者である羽島市宛てにこの請願書を送付されました。これに対して羽島市は、知事協議の責任者としての知事宛ての請願であるとの見解で、請願者へ回答がされなかったことなどによって、12月2日付で城屋敷区長より、回答を1カ月余り放置した理由、あるいは8項目の指摘事項に係る回答を求められて、12月26日付で羽島市から城屋敷区長へ回答が送付されたという状況でありました。

この請願の件のほかに建設事業に係る具体的な進展はなくて、12月議会での長野議員さんへの答弁のとおりでありますが、新しいごみ処理施設建設の推進には、依然として候補地の地権者との交渉は厳しい状況でありますが、これまでと同様に、ごみ処理施設は住民生活に欠くことのできない重要な都市施策でありますので、組合及び構成市町が一丸となって羽島市内における建設計画を推進してまいりたいと考えております。

〇議長(岡田文雄君) 教育長。

○教育長(宮脇恭顯君) 交通安全対策についての小・中学生の通学路の見直しについてにお答 えをさせていただきます。

笠松中学校の通学路は、昨年から県道正木岐阜線の境に東西の通学路を変更して、西は交通量の比較的少なく、歩道が整備されている蓮池6丁目交差点につながる道路の歩道を通らせていただくようにしています。それから、東は羽島用水東幹線道路を通学することにいたしました。

御指摘のように、この南北道路には自転車通学、徒歩通学の生徒約200人が通行しております。自転車と歩行者がこの道路を利用しており、雨の日には信号に多くの生徒がとまる状況になっております。

また、病院南の東西道路は、信号を避けて、しかも岐阜稲沢線をくぐって、整備されつつある田代のサークルKまでの抜け道として通行量が多く、新松波病院の運用によってさらに通行量がふえるということが予想されます。歩行者だけ一本西の御指摘の道路を指定するということも検討いたしましたけれども、信号のない柳津線を横断することと、その南は通行量の多い見通しの悪い道路を横断すると。その危険性があって、通学路の変更はしておらず、保護者や教職員が機会を設けて、信号機のある交差点で事故がないよう見守っていただいていると、これが現実でございます。

生徒を交通事故から守ることを大前提として、通学時間を一方通行にするとか、新たな信号機を設置することなど、抜本的な対策も、時期を見て、もしかしたらお願いしなければならないかと思っておるところでございます。

[3番議員举手]

- 〇議長(岡田文雄君) 伊藤議員。
- **〇3番(伊藤 功君)** 丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。

町長さん言われたように、松枝地区というのは町費でしかできないというような答弁でした。 なかなかそこまでの用地の買収とか、そんなことまで町がやらなきゃそういう体制はとれない んだなということをお聞きしましたので、また一遍研究だけしておいていただきたいと思いま す。

それから、江川のサッカー場から堤防の上へ行き、また交流館のほうへ行こうとすると、今 言いました私の質問は、左へおりる坂の一つぐらいできないのかなあというふうに思ったんで すけれども、それもせっかく今ある坂路を利用するんじゃなくて、もう少し上に、ピアゴのほ うに直接つなぐような、坂道をもう少し広く、車が通れるようにつくっていただけるというふ うにお聞きしましたので、それはそういうふうに実行してくださるんですよね。それは、もう 早速ということでよろしいですか。

[発言する者あり]

違いますか。

- ○議長(岡田文雄君) ちょっと町長から答弁。
 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今の議員さんのお話、いわゆるいざり坂のこととは違うんですか、そうですね。あのことは、先がた答弁させていただいたような状況の中で、現在進めさせていただいています。
- ○3番(伊藤 功君) それを広くするんじゃなくて、もうちょっと位置を変えるんじゃないんですか。
- ○議長(岡田文雄君) では、部長のほうから。
 森建設水道部長。
- ○建設水道部長(森 光彌君) 今のいざり坂の関係ですが、ちょっとお話をさせていただきますと、基本的には今ある坂路を広げるんですが、ただ勾配等の関係で、今ある坂をそのまま広げるだけでは勾配等が非常にきつくなります。その関係で、もう少し勾配を滑らかにするために、今議員さんがおっしゃったピアゴから真っすぐ南へ向かったところでT字路になっているんですが、そのT字路に結ぶような格好で勾配を緩やかにして、さらに幅員を広げるというような坂路を計画している中で、そこまで広げるために4戸の建物等が支障になるということでございますので、広くなって延長がちょっと長くなるというような格好で計画をしているところでございます。

[3番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 伊藤議員。
- ○3番(伊藤 功君) 済みません。位置を変えるんじゃなくて、今のところを利用して広くして緩やかにするというふうに今お聞きしました。

それならそれで、十分車が通れるようになるのでいいと思うんですけど、ただし、おりたスポーツ交流館の道路というのは、時間帯によっては子供たちの通学路になっているように思うんですけれども、その時間はやっぱり通っていかんのですよね、車は。お尋ねします。

- 〇議長(岡田文雄君) 森建設水道部長。
- ○建設水道部長(森 光彌君) 御指摘のとおり、あの堤防の下の東西道路は通学路に指定してございまして、その通学路の指定の中で、朝の1時間と晩が2時間ぐらいじゃなかったかなと思うんですが、その間は時間規制がかけてございますので、今御指摘の部分の中で、例えば夕方、スポーツ交流館へ行こうとしても、そこは通れないというような部分はちょっとございますので、その辺はまた全体の道路の部分を計画しながら、例えば歩道を確保するとか、そのような中での利用体系は検討していかなければならないとは考えております。

[3番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 伊藤議員。
- ○3番(伊藤 功君) 確かに通学路になっていますから、そこら辺はもう1つ歩道をつくるなり、その間で結構ですので、そういうことは必要かと思いますので、よろしくお願いします。それと、競馬場へのことで、そういうのは大変難しいというふうにお聞きし、ごく一部のところだけということはできないというふうにお聞きしましたので、これは昔、昔のことを言ってはいかんのやけど、ここに古田君もいるで余り名前を出していかんのやけど、古田好先生が県議会議員の、本当に偉大な先生でしたけど、あの人は競馬場のこともすごくいろんなことを、馬主会の会長もやられたりした。そのときに、そんなような話が出ておったもんで、つい質問の中に入れさせていただきました。そうしたらいいのになあということを言われたことがあるんですけどね。これはなかなか難しいということもわかりましたので、仕方がないと思います。それから、教育長さん、中学校の通学路のことはよくわかりました。親にしろ、保護者、PTAが、もっとよく研究して、何とかそこへ信号をつけようというのは無理は話ですので、見守って安全に通っていただきたいと思います。

ただし、先ほど言いましたように、松波病院の南側は小学校の通学路としていまだに生きておるんですよね。ただし、今は対象の小学生がいないから、あそこは通学路として心配ないんですけれども、これから泉町の子供たちがふえた場合は、笠松小学校へ行くということも出てきますので、そういうときにはまたよく考えていただきたいと思います。これは要望で結構ですので、そんなことでお願いします。

それから最後です。

ごみ処理施設ですけれども、確かに去年、今後取り組む事項ということで、地元との交渉に当たっては、羽島市において用地買収、事務経験者の投入などにより、専任体制を構築した上で組合の協力要請などを行うなど、用地交渉体制の強化及び組織の再編を行う。まだ理解が得られていない地権者に対しては丁寧に、かつ誠意を持って交渉していきますというふうに、25年1月28日は次期ごみ処理施設建設プロジェクト委員会から、こういう書類を僕たちはもらったんですけれども、去年1年本当に何をやっておったんでしょうね。何にも進展していないというふうに思うんですけど。

そして、これは風評といいますか、うわさかもしれませんが、町長さんにお尋ねしますが、ことしの1月ごろだったかな、ある人が、伊藤さん、あなた何も知らへんやろうけど、地域が違うんですれども、本郷のほうに何かここら辺にも協力してくれたらできるでなというふうな話が伝わっておって、あそこにできるそうやよというような話も聞いたんですけど、全く風評だと思いますけれども、そんなこともちまたでは飛び交っているような、そういうふうに何をやっておるんだということから始まっておるんだと思いますが、羽島市に対してももう少し強く申し入れをできないのか、お願いします。

- 〇議長(岡田文雄君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今の昨年の12月以降のお話はお話ししたとおりでありますが、羽島市においても専任担当者を設けて、副市長、あるいは市長みずからもう一度地権者に対して当たったり、フォローして職員が当たったりしてやらせていただいていた中で、現在まで、報告があったとおり、12人の地権者の方の賛成は得られていないのが現状であり、大変厳しい流れの中で努力をされております。私どもも、羽島市の今の流れや、組合からのいろんな情報や状況等を把握しながら、この羽島市内において次期ごみ処理場が建設されるように、組合と一体となって対策を立てながら進めてまいりたいと思っております。

[3番議員挙手]

- 〇議長(岡田文雄君) 伊藤議員。
- ○3番(伊藤 功君) どうしても、相手があることですから大変難しいことだと思います。初めにボタンのかけ違いをしたことによって、こんなふうに難儀することになったのかなあということは、僕たちもそういう土地をまとめるということにかかわっておりますので、気持ちはすごくよくわかります。何とか前進していくように、本当に陰ながら祈るより仕方ないのかなというふうに思いますが、そんなことで今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。
- ○議長(岡田文雄君) お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にと どめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。 本日はこれにて延会いたします。どうも御苦労さまでした。

延会 午後3時05分